とよなか女性防災ノート



平成23年度地域における男女共同参画連携支援事業とよなか女性防災プロジェクト

目 次

ط ا	よなかす	(性)	万災	ノー	- h] :	発行	丁(Z Ø.	った	つ	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 1
г,		I of the	L. 222		- *							_																					_
ع ا	よなかち	7性以	万沙"	ブロ	ュシ	工	ク	卜]	(3) () (7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	, 2
	第1回検 第2回検	討多	5月3	会・	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠ 4
	第2回検	官村多	₹貝?	会・	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	, 6
	第3回檢	討多	₹員	会・	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	, 8
	第1回検																																
	第2回検																																
	第3回検	討委	員会	会講	師((Щ	崹衤	谷三	子);	から	<u>گ</u> ور	7	リツ	セ	_	・ジ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
ځ۲	よなか女																																
	豊中市人	、権文	化	郭ノ	人権	政	策:	室	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	豊中市危	機質	理	室・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	豊中市危 豊中市消	防本	部		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	豊中市傾	基康福	ā祉	部	福祉	止	事務	所	- B	章律	字福	杣	課		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	豊中市市	ī民的	ß働i	部)	雇月	月失	労働	課	•	•	•	•		•				•				•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	18
	豊中市ご	ども	未	来剖	13 伊	早 有	う幼	稚	園	室	•			•			•	•				•			•	•		•	•	•			19
	豊中市立																																
	豊中市立	中央	· ·公	· 民館	•			•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	社会福祉	- - 法人	曹	中市	· i补:	会社	福和	上核	溢	会	•				•									•						•			22
	財団法人																																
	生活協同																																
	男女共同	参画	, ii計-	会を		<u> </u>	ハ ろਥ	_ 身中	連	絡	会	•										•		•	•								2.5
	豊中市P																																
	豊中市婦																																
	豊中女性	にはん	u r r x ィクジ	主がラブ	`油;	级.	ム酸	€ ∠																									28
	財団法人	レト	・ナン	ノノ か里		n⊔ l H: F	回乡	ス.ス エス	ī ii₩	:准	 	₩																					20
	とは日はい	<i>.</i> C &	· '	V-70	<i>y</i>	ハ ।	111199	и	41100	.,,,,,,,) K]	131																					20
卆 摇	団体、東	計日才	 -	震 巛	独	555 H	加 가	בו בו	σ	<u>۲</u>	W)	ャ、	_ ;	:>																			ጊ 1
	NPO 法人																																
	NPO 法人																																
	NPO 法人性暴力救	アマン	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ァ - ロ _	ز تا . ه .	∕ ₩R	ᄯ	.) (c)	/ <i>V</i> 1 (C) []	ITC	ر. رون	, ,	ソンウ	,	. ا . ا	, トン	グル	ナ		かい	ン 	ı. ₩ĸ	戸	_									25
	江來 刀砂	(1反じ 7 / 宙・	- /) - レ- -	ノ - 半-	· ⊷≌	ノ へド シで与	ッメ シᠵᠸ┲	(O)	TIL 2	はよ	·U) お本	\ - ∞	ソイ	1 -	Λ·	,		٠ ـــا	/	·		\\ \\	X.	-		•	•	•		•	•	•	26
	沼崎一郎 福島県男)(宋· 1 1 1	仏八 ┡╫╸	・子ノ みヽ	八寸	∸ŀ∕π 	[义 ·		ל ועי	<i>ተ</i> ጔጥ	7E	X13	()		•	•	•		•		•	_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	油 田 界 カ	人人人	*生 、	ヒン	<i>?</i>	_			•	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	·	•	01
	もりおか NPO 法人	少以 3人	とて、	ノグ	<u>—</u>	• 1 ./// =	··	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	NPU 法人	文字性	¥女1	生会	郡	協調	夜 🕏	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
^	曲山士~	s 17+- 44	х "	L 12	.)-	<u>بر</u>	ب بعد	, ,	. 1.		~ ⊶		۱. سرب	L>	٠ ر	_	1.																4.0
令、	豊中市で 女性に配	"的 <i>》</i>	シリン	/こ <i>め</i>) (C	-11 (12)	さく) C	ے ۔	`	켔	つ`	(7	þ,	١,		ح	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	避難用品																																
	災害にそ	なえ	_ \	デ、 	で	さん	る こ	ع ـ	: Q	&	Α	11	1 (ے ع	工 7	な7	クァ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	豊中市の)防災	<i>ک</i> ہ(の取った	(9)	組	み・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
	豊中市の	災害	诗	要援	護	者	関退	巨事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
د	. <u>5</u> 0 1-1	-	د -	_» -	. ,,		,	· Fal	L. I	p.L.	u) — '	88	<u>.</u> .	- -	<u></u>	+ te \	Part .	lol														
すて	っぷ・情	報う	7イ:	ノフ	ノリ	_	3	て性	Eک	奶	火	15	判	9 /	6	ザ	威	食	叶	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
女性	と防災に	- 関す	「る」	香 親	船	1 1	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53 -
もし	もにそな	こえて	T 🗸	相談	きで	きん	5 &	ے ک	-3	•	役	立.	つ作	青草	敝	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54

「とよなか女性防災ノート」発行にあたって

阪神・淡路大震災から17年、東日本大震災から1年がたちました。被災されお亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表し、冥福をお祈りします。

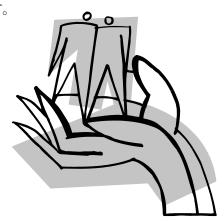
2011(平成23)年は、改めて防災の問い直しを求められた年でした。17年を経て、技術の進歩もあり、防災計画が工夫されてはきていますが、まだまだ、十分とはいえないようです。

東日本大震災の被災地から伝わってくる諸状況を勘案すると、男女共同参画の立場から防災計画を見直しできたのかは疑問が残ります。たとえば女性に配慮できる仕切りが避難所に届いたとします。ここで問題になるのは、その運用です。男女共同参画の視点に立った避難所の運用ができるかどうかは、避難所の運営に大きな力のある人の力量が問われることになります。資質が問われるといい換えることもできます。伝統的な価値観が蔓延するなかではなかなか難しいと思われます。

加えれば、被災してからどうしようではなく、平時に、男女共同参画から推奨できる運用マニュアルを作成し、常に、シミュレーションを重ね、問題点の改善を工夫しながら、防災にかかわる一人ひとりに、その運用が染み付いている、そんな状況をつくりあげることが求められます。

「とよなか女性防災プロジェクト」では、大阪府豊中市域が被災した場合を想定し、豊中市役所各部署や消防本部、教育機関、公共施設、民間団体、市民団体が、どのような協力関係の基に、男女共同参画をしっかりと入れ込んだうえで、互いのハウツウを補いあうための基本枠組みを構築することができるか、まずは知恵をだしあう冊子づくりを試みました。女性視点を大切にする防災への取り組みの第一歩を踏み出し、今後、今回できたネットワークを充足させていかねばならないと考えています。

関わりいただいた皆様のご尽力に感謝いたします。



2012(平成24)年3月

財団法人とよなか男女共同参画推進財団 館長 中村彰

「とよなか女性防災プロジェクト」について

内閣府による「平成23年度地域における男女共同参画連携支援事業」により、「とよなか女性防 災プロジェクト」運営事業を実施しました。防災について、日々、努力はなされていますが、その 取り組みのなかで女性の視点からの問題提起が、どこまで浸透できているでしょうか。阪神・淡路 大震災、東日本大震災をはじめとした災害のなかで、女性たちがおかれた厳しい状況を聞くにつれ、 女性の視点で災害を考えることの大切さを実感しています。女性が災害時に直面するリスクを共有 し、女性の視点で防災を考えるとともに、災害時に要援護者となる人たちへの配慮も欠かすことは できません。「とよなか女性防災プロジェクト」は女性の視点を活かすことで、地域全体の防災力を 高めていくことをめざします。

1、「とよなか女性防災プロジェクト」の立ち上げ

財団法人とよなか男女共同参画推進財団より、豊中市の公共団体、教育機関、公共施設、民間団 体、市民団体へ呼びかけ、行政と市民の参加による女性の視点を活かした豊中の防災ネットワーク 「とよなか女性防災プロジェクト」を立ち上げました。

- ■「とよなか女性防災プロジェクト」参加16団体
- · 豊中市人権文化部 人権政策室
- 豊中市危機管理室
- 豊中市消防本部
- 豊中市健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課 豊中市市民協働部 雇用労働課
- 豊中市こども未来部 保育幼稚園室
- · 豊中市立大池小学校

- · 豊中市立中央公民館 · 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
- ・財団法人とよなか国際交流協会
- ・生活協同組合コープ自然派 ピュア大阪
- 男女共同参画社会をつくる豊中連絡会
- · 豊中市 P T A 連合協議会母親委員会
- 豊中市婦人団体連絡協議会
- 豊中女性防火クラブ連絡協議会
- ・財団法人とよなか男女共同参画推進財団

2、検討委員会を開催

「とよなか女性防災ノート」作成、

「とよなか女性防災キット」提案のため3回の検討委員会を開催。 「女性と防災」についての講演と意見交換。

3、本冊子「とよなか女性防災ノート」を作成

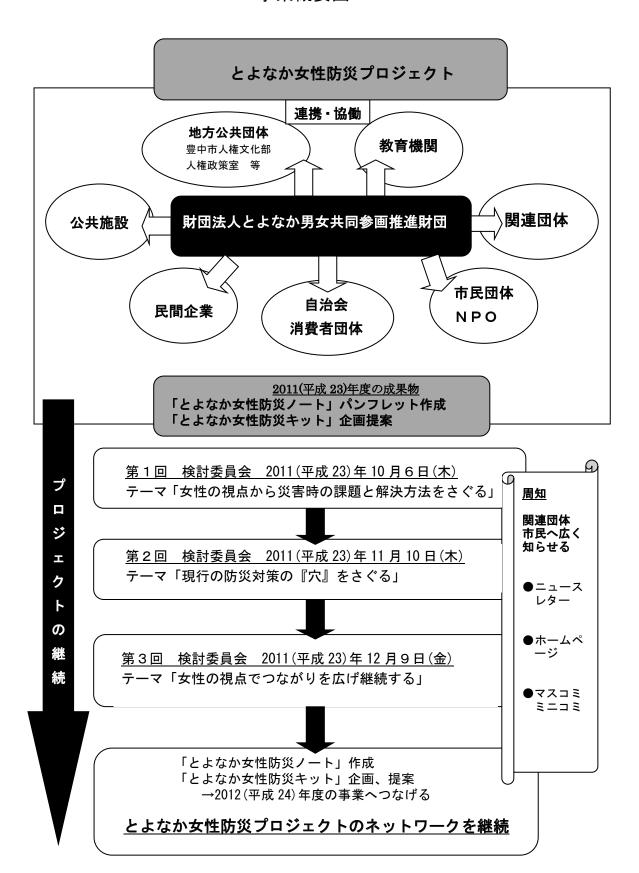
- ■編集テーマ
- ・女性、災害時要援護者を対象に、防災を考える。
- ・検討委員会参加団体の防災への取り組みを紹介し、防災への市民参加を呼びかける。
- ・いざというときの日頃のそなえ、心構えを呼びかける。

4、「とよなか女性防災キット」の提案

女性の視点を活かし女性に必要な避難用品「とよなか女性防災キット」を、本冊子のなかで提案。



事業概要図



『とよなか女性防災プロジェクト』第1回検討委員会

- ●日時:2011(平成 23)年 10 月6日(木)14 時~16 時 ●場所:すてっぷ視聴覚室
- ●出席者数:20 名 ●内容:講師のお話、検討委員からの意見
- ●講師:正井礼子(ウィメンズネット・こうべ代表理事)
- ●検討委員会 出席団体
- ·豊中市人権文化部 人権政策室 ·豊中市危機管理室 ·豊中市消防本部
- ·豊中市健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課 ·豊中市市民協働部 雇用労働課
- ・豊中市こども未来部 保育幼稚園室 ・豊中市立中央公民館 ・財団法人とよなか国際交流協会
- ・生活協同組合コープ自然派 ピュア大阪 ・男女共同参画社会をつくる豊中連絡会
- ·豊中市PTA連合協議会母親委員会 ·豊中市婦人団体連絡協議会
- 豊中女性防火クラブ連絡協議会 ・財団法人とよなか男女共同参画推進財団

■正井礼子さんのお話『女性の視点から災害時の課題と解決方法をさぐる ~阪神・淡路大震災の検証、そして東日本大震災の被災地を訪問して~』

阪神・淡路大震災のあった年の1995(平成7)年2月に女性支援ネットワークを立ち上げ、それから約2年間「ウィメンズネット・こうべ」で被災した女性を支援しました。2011(平成23)年の5月に東日本大震災・女性支援ネットワークを立ち上げ、福島県、宮城県を訪問し、そこでみえた女性のおかれた現実、そこにどのような問題があるのか伝えていきます。



第1回検討委員会

1、阪神・淡路大震災で女性が 1000 人多く亡くなった一浮き彫りになった女性問題

阪神・淡路大震災では男性より女性が 1,000 人多く亡くなって

います。それは女性たちの「老いの貧しさ」が関係しています。高齢女性は古い文化住宅で被災し、女性の住宅問題が浮きぼりとなりました。母子家庭の貧困問題もあります。母子家庭の平均年収は約220万円、父子家庭は約420万円、母子家庭は全国平均所得の約3割の収入といわれています。パート労働者の解雇もあり、阪神・淡路大震災では約10万人もの女性が解雇されました。解雇された女性は雇用保険にも入っていませんでした。働く女性の無権利状態は震災だからではなく平時も同様で、女性労働者の50%以上が非正規労働者です。女性の雇用は、東日本大震災でも問題となっています。

2、阪神・淡路大震災後「女性支援ネットワーク」を立ち上げて

女性のための電話相談を開設しました。「震災後、夫からの暴力が増えたが、逃げる先がわからない」など多くの相談が寄せられました。相談者の多くが「皆さんが被災して困っているなか、こんな家庭内のつまらないもめごとを相談する私はわがままでしょうか」と悩んでいました。女性だけの語り合いの場として、連続セミナーを開催、5月に「女性とからだのセミナー」を開催しました。マスコミで流される美しい家族愛や美談ではない、女性の本音を語り合いました。

1990(平成2)年のアメリカの報告書には「災害による失業や家財の喪失は、多くの女性にとって選択範囲を狭めます。虐待の危険性が高い状況におかれても1人で経済的に生き延びていける能力があるかどうかの不安は、女性が住み慣れた環境を抜け出すことを通常以上に困難にしました」と書かれています。避難所や仮設でセクハラが起きないようにリーダーになる人に、日頃からジェンダートレーニング、DV・性暴力防止研修をする必要があります。

3、避難所がかかえる問題—女性が運営に参画していなかった

都道府県の避難所マニュアルを読むと「避難所に地域リーダーを入れること」と記されていますが、そこに「女性を3割入れる」などの記載はありません。東日本大震災では、内閣府から何度も

「避難所の運営に女性を入れなさい」という依頼が出されました。しかし避難所に行ってみるとリーダーは圧倒的に男性が多く、「女性を入れなさい」ではなく具体的に数字として明記しなくてはだめだと実感しました。

4、「女性のための電話相談」から見えたこと

パープルダイヤル全国ホットラインを 2011 (平成 23) 年の 2 月から実施していたところ、東日本大震災があった 3 月 11 日以降電話が殺到し、2 カ月間で約 600 件の電話を受けました。これは当団体のほぼ 1 年間分の相談件数になります。被災地からの相談はほとんどなく、過去に性暴力被害にあった女性から「津波の映像を見て過去の経験を思い出し、すごく不安になった」という内容が多くありました。アメリカの報告書の中で、DV 防止に取り組む「暴力を選ばない男たちの会」は、「地震を暴力の口実にしてはいけない。妻を殴る前に僕たちに電話して欲しい」とキャンペーンを張り、「災害状況下の家庭内暴力を家庭内のつまらないもめごとと考えないように日頃の教育が必要である」ことを提言しました。日頃から DV への正しい情報を伝え、身体的暴力だけではなく暴言、束縛、無視も暴力であるということを女性たちに教育し「どんなときでもあなたは暴力を受けないで生きる権利がある」ということを知らせることが大事です。

5、災害時における女性と子どもへの暴力―ドメスティック・バイオレンス、性暴力

アメリカで 2005 (平成 17) 年のハリケーンカトリーナのあとに出された冊子「被災地における性暴力~防止と対応のためのマニュアル~」があります。このなかには「2,000 人以上、1 つの避難所に収容しない」「安全が確保できないような場所や性暴力が起こりそうな場所があればそこを立ち入り禁止にする」「希望者がいれば生活、睡眠の場所を女性用、男性用に分ける」「特別な支援が必要な人、被害にあいやすそうな人が分断されないようにする」「門限、消灯時間を決め、消灯後は警備を増加する」など、性被害を防止するための具体的な対策が書いてあります。被害にあう危険性の高い人が、分断されないことが大切です。

6、防災や復興対策に女性の参画を! ―意思決定の場に女性を

復興に関する政策決定になぜ女性がかかわれないのか検証する必要があります。国の復興構想会議に女性は内館牧子さん1人しかいません。日本では、日頃から意思決定の場に女性参加が少ないです。2011(平成23)年の男女共同参画白書によると「日本は女性の国会議員の比率は世界の121位。わずか11%」とあります。男女間の格差も日本は134カ国中で94位。そのような状況が続いてきた日本では、復興構想会議に女性がいなくてもおかしいと思わなくなってしまっています。今回、女性は「守るべき存在」ではありましたが、女性が「意思決定の場に参加する存在」であるとまでは考えられていません。そこを改善していかなくてはなりません。

国に対して防災会議に女性を3割入れるように要望していますが実現は難しいようです。女性が3割から4割いないと意見は反映できません。女性を入れることに時間がかかるなら、女性防災会議はどうでしょうか。各都道府県レベルで政策提言できる女性をリストアップして、女性防災会議をつくることを提案したいと思います。

7、防災は日常から始まる一女性が結婚してもしなくても一人でも安心して暮らせる社会

「どのような社会的資源があるか」「どのようなまちづくりがなされているか」「このまちの女性政策がどこまですすんでいるのか」「女性がまちづくりなど、意思決定の場にどれだけ参画できているか」。日常的な場での官民における「女性に対する暴力」防止・被害者支援のネットワークづくりが必要です。「とよなか女性防災プロジェクト」に期待しています。このように「防災ノート」作成のために集まってネットワークができることに大きな意義があります。公共団体、民間、市民団体、いろいろな団体のネットワークができていると、災害時に大きな力になります。

■参加者からの意見

「避難所での話を聞いて女性の意見を反映する必要を感じました」「避難所の運営マニュアルに女性の視点が必要と思いました」「現場でどのような支援が必要なのか個別に検証し、豊中市の今あるサービスを使って何ができるのか考えていきたいです」「普段社会的に力を奪われている人に視点を当て、このプロジェクトに参加したいです」

『とよなか女性防災プロジェクト』第2回検討委員会

- ●日時:2011(平成 23)年 11 月 10 日(木)14 時半~16 時半 ●場所:すてっぷセミナー室
- ●出席者数:20 名 ●内容:講師のお話、検討委員からの意見
- ●講師:相川康子(特定非営利活動法人 NPO政策研究所専務理事)
- ●検討委員会 出席団体
- ·豊中市人権文化部 人権政策室 ·豊中市危機管理室 ·豊中市消防本部
- ·豊中市健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課 ·社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
- ・豊中市こども未来部 保育幼稚園室・・豊中市立大池小学校・・豊中市立中央公民館
- ・財団法人とよなか国際交流協会・生活協同組合コープ自然派 ピュア大阪
- ・男女共同参画社会をつくる豊中連絡会・豊中市PTA連合協議会母親委員会
- 豊中市婦人団体連絡協議会・豊中女性防火クラブ連絡協議会
- ・財団法人とよなか男女共同参画推進財団

■相川康子さんのお話 『現行の防災対策の「穴」をさぐる』

神戸新聞社で生活部の記者をしていたときに阪神・淡路大震災にあい、その後、防災・復興まちづくり、環境、女性等の社説を担当しました。当時、女性で防災担当はめずらしかったです。新聞社退社後、神戸大学経済経営研究所准教授として地域連携に携わり、2010(平成22)年からNPO政策研究所の役員として、各地のコミュニティ政策や総合計画などを手伝っています。豊中市では「地域自治システム調査検討委員会」の委員として調査検討を行いました。



第2回検討委員会

1. 「減災」への取り組みと、「社会的弱者」と呼ばれる人たちへの思いやり

「減災」とは災害を想定し、そのダメージを減らすために建物を耐震化したり家具を固定したり、逃げ方を知っていること。温暖化による水害を防ぐためのエコな暮らし、森林を保全し土砂災害を防ぐなども含まれます。災害を大きくする要因を防止するとともに、災害時に取り残される弱者への思いやりが必要です。災害時の要援護者として高齢者、障害者、外国人、乳幼児など想定されますが、行政のリストに載っていなくても、ちょっとしたことで生活基盤を失う人がたくさんいます。潜在的な社会的弱者がたくさんいることに気がつくことが大切です。

「防災は男の仕事、専門職の仕事」という固定的な考えを、市民の視点で見直すことが必要です。 災害のダメージは普段から脆弱な人や場所に集中的に現れます。阪神・淡路大震災では高齢女性の 死亡者が多く、格差の問題もあり、シングルマザー、非正規雇用の人は一旦職を失うと、元の生活 に戻るのが大変です。災害が起こってから手を差し伸べるのも大事ですが、普段からその脆弱性を 改善する取り組みが大切です。

2. 阪神・淡路大震災の教訓

2004(平成 16)年は大きな災害が多く、台風 23 号で豊岡市が大規模水害、その 3 日後に新潟県中越地震、12 月にインド洋大津波が起こりました。阪神・淡路大震災から復興の 10 年検証をしているさなかに見る被災地にショックを受けました。この 10 年何も変わっていない、女性たちが同じ苦しみを味わっていたのです。被災地にいた私たちがこの問題に気づき、検証し、データを残し、世の中に発信していけなかったことへの反省も含め、震災 10 年を機に再検証、再発信が行われるようになりました。ジェンダー統計(男女別、年齢別に統計すると社会の脆弱性、矛盾が見える)の必要性を感じましたが 10 年たつと資料もあまり残っていません。それがないので、阪神・淡路大震災で女性のおかれた状況について「記憶」の話はできますが、「記録」の話ができないことがもどかしいと感じています。

阪神・淡路大震災では「旧来の性別役割分業」をそのまま引きずって復興計画が立てられたように思います。兵庫県「阪神・淡路大震災復興計画策定調査会」の委員50人中、女性は7人(14%)。

神戸市「復興計画審議会」は100人中、女性は7人(7%)。震災前、この地域での政策決定の場への女性参加は19%程度。国の政策目標の20%をほぼ達成していましたが、震災復興ではそれが下がりました。いかに男女共同参画が根付いていなかったかを思い知らされ、そのなかで復興計画が立てられたのは痛恨の極みでした。

3. 女性と防災の現状と課題

現在、防災会議の女性委員の割合は都道府県平均で 4.1%。10 都県ではゼロ。「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合が 30%程度」という政策目標がありますが、防災分野は 1 桁低いです。消防団員も女性の割合は 2.2%。地域の自主防災で女性がリーダーを占める団体は約 3.6%(2007・平成 19 年の関西 3 府県大都市調査)という現状があります。

女性向けの防災講座や研修は、「炊き出し訓練」「防空頭巾や非常用袋の作り方講習」「災害を想定した調理実習」「子どものケア」など旧来の性別役割分業に基づいた「妻役割」や「母親役割」を想定したプログラムが多く、未婚や子どもがいない女性は「想定外」となっています。防災訓練においても女性がリーダーシップをとるような消火活動、避難誘導、避難所設営の訓練はありません。地方自治体も避難所に粉ミルク、生理用ナプキン、紙オムツの3点セットは置くようになりましたが、そこから先になかなか進んでいません。

4. 災害に強いまち、とは

地域ごとに災害へのリスク、対応は異なります。地形、気象、人口、年代、世帯、昼夜間人口など、住民自身がそのまちの特性を知り、それに合った方策を考えることが大切です。豊中市の人口は減少傾向にあり、高齢化が進んでいきます。世帯あたりの人員が減少し、単身世帯、二人世帯が増加しています。そうなると自助、共助という言葉もこれまでとは異なってきます。昼そこに住んでいる人だけの避難訓練でいいのでしょうか。豊中市は地域の自治会の加入率は4割から9割と、まだらです。一律のやり方ではだめで、住民自身がまちの特性を知り、それにあった方策を皆で考える必要があります。災害にも強いまちとは「普段から住民同士の関係が良好」「閉鎖的ではなく風通しが良く、ネットワークがある」「新参者、女性、若い人、誰もが声をあげられる」「住民が地元に愛着を持つ」「住民が地形の特性など災害リスクを知っている」…などの要素があります。住民一人ひとりが自分の問題として考えることが大切です。

5. 地域防災(減災)のポイント

- ◆地域防災のポイントは、①リスクの正しい把握②減災の対処法の体得(あきらめない)③一人ひとりの対処能力を高める④日常の暮らしのなかで、できることの積み重ね⑤地域内の事業者、学校、専門家、近隣、遠方のネットワークなどです。多くの人を巻き込み、怖がらせるだけでなく「楽しくできること」を探してみましょう。その際、旧来の性別役割分担意識に囚われないメニューを考える必要があります。
- ◆普段から様々なアプローチが必要です①地域福祉→要援護者になりそうな人の把握、声かけ、複数の見守り体制、防犯との連携②環境保全→緑化、雨水や井戸水の利用、水路の保全③生涯学習→過去の災害史を調べる。どのように先人が災害を乗り切ったかなどを調べる④青少年育成→服を着せて泳がせる、体育館を使った1泊防災キャンプ⑤都市農村交流→近隣あるいは遠方とのつながりが命綱となることも。「防災」と言わなくても、やっているうちに防災も含めた地域の総合力となる活動を続けることが大切です。
- ◆女性に対しては2つの視点を両立させることが重要です。①「災害時要援護者」として捕え、必要なニーズを満たし、不利にならないように支援する②防災・減災・復興の取り組みの主体と捕え、エンパワーメントすることです。

自然災害は増え続けます。一方、家族も地域も変化し、以前できていた共助もできなくなることもあります。防災にこれさえやれば大丈夫、という特効薬はありません。試行錯誤で、新しい共助を模索していくしかありませんが、その際、女性、高齢者、障害者、外国人ら当事者が参加できるかどうかが重要です。女性が前向きな提案をしたときに受け止めてくれる男性も必要です。だれもが発言できる男女共同参画社会というのは防災戦略を考える第一歩となります。

■参加者からの意見

「女性としてエンパワーメントする部分と災害時の弱者としてのバランスが難しいと思います」「自治会加入率が低いなど無関心層が増えていることは深刻な問題です」「地域の団体と学校が普段から避難所の運営について話し合うことが必要だと思いました」「自分の地域から被害にあう人をだしたくないという思いで地域活動を続けてきましたが、まだまだやることは多いと感じました」「私たちも何かあったときは指示待ちではなく、自分で動くための行動力をつける必要があります」

『とよなか女性防災プロジェクト』第3回検討委員会

- ●日時:2011(平成 23)年 12 月9日(金)14 時~16 時
- ●場所:とよなか国際交流センター 会議室2
- ●出席者数:17名
- ●内容:講師のお話、検討委員からの意見
- ●講師:山﨑裕子(松江市防災安全部 防災安全課 防災安全係)
- ●検討委員会 出席団体
- ·豊中市人権文化部 人権政策室 ·豊中市危機管理室
- ·豊中市消防本部
- •豊中市健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課
- 豊中市市民協働部 雇用労働課
- ・豊中市こども未来部 保育幼稚園室 ・豊中市立中央公民館
- ・財団法人とよなか国際交流協会・生活協同組合コープ自然派 ピュア大阪
- ・男女共同参画社会をつくる豊中連絡会
- •豊中市婦人団体連絡協議会
- ・豊中女性防火クラブ連絡協議会・財団法人とよなか男女共同参画推進財団



第3回検討委員会

■山崎裕子さんのお話『女性の視点でつながりを広げ継続する』

松江市は島根県の県庁所在地、人口約20万人、開府400年を迎えた国際文化観光都市です。松江市地域防災計画に基づく防災体制の充実を目指し、2008(平成20)年に「女性の視点による防災対策検討委員会」を設置。自主防災隊の結成促進にも力を入れ、2008(平成20)年は結成率36.3%でしたが、東日本大震災後の現在は58.5%となっています。女性で組織された消防隊カメリア隊は2011(平成23)年の全国女性消防操法大会において全国44隊中の10位入賞(優良賞)という成績を収め、また法吉(ほっき)地区においては公民館を中心に災害時における支援体制づくりが進むなど、市民の防災意識の高まりを見せています。

1. 「女性の視点による防災対策検討委員会」について

松江市は2007(平成19)年に男女共同参画計画を改訂し「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」を基本課題とし「避難所の運営方法等の各種災害対策における女性への配慮等、地域防災計画及びその推進に女性の意見を反映できる体制をつくる」旨を明記しました。2008(平成20)年、国の中央防災会議において防災基本計画が修正され、災害時要援護者としての女性の視点による防災対策について検討する必要性を認識し「女性の視点による防災対策検討委員会」の設置に至りました。

検討委員会を4回開催し以下の4点について意見交換しました。「女性の視点に立った家庭・地域での防災対策及び防災活動の在り方に関すること」「女性の視点に立った物資の備蓄に関すること」「その他、女性の視点に立った防災対策に必要なこと」●第1回→委員会設置趣旨及び松江市の防災体制の説明、災害時の問題点について(避難所、DV、児童虐待等)。●第2回→更なる問題点を洗い出し、今後の対策と方向性を検討。清原桂子さん(兵庫県理事)を迎え防災安全講演会「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制について」を開催。●第3回→報告書案を事務局で作成し、その案を協議。「過去の災害から見直すべき事項、必要なこと、具体的な方法」「女性の能力を活かし地域で活躍できる環境整備の必要性」を検討。松江市の関係機関、消防団、警察署、商工会議所、関連団体へ提言。●第4回→最終報告書案の協議。「過去の災害時の反省から見えてきた問題や課題を基に避難所設営や備蓄品等、女性の視点から配慮に欠けていた事項、見直すべき事項」「女性を災害弱者としてだけとらえるのではなく、女性の能力をいかし地域で活躍できる環境整備等、女性のあらゆる場への積極的な参画の必要性」について検討。

2. 検討委員会の成果

「女性の視点による防災対策検討委員会」の報告書作成にあたり、大きく以下の3点にまとめました。①家庭・地域での防災対策及び防災活動について→女性参加による防災訓練、学習会の実施。女性の能力をいかし消防団や自主防災組織の活性化を図り、企業、福祉施設等との連携を進める②避難所運営の在り方について→避難所運営委員会には男女両方の責任者を配置。女性や乳幼児等に配慮した避難所機能(居住スペース、通路、男女別の更衣スペース、授乳育児スペース、性別に配慮した洗濯物の干し場等)の確保。性別に偏らない避難所運営。相談体制の充実等③物資の備蓄に関すること→必要なものを最低3日分は備蓄しておくことを市民に啓発。

この検討委員会の報告書を市長へ提出し、松江市防災会議のなかで以下の5点を松江市地域防災

計画に反映していきました。①男女のニーズの違いに配慮した計画策定の推進②事業所との連携により地域防災力の強化を図るための制度構築③女性の自主防災組織役員への積極的な登用促進④女性の防災教育の充実⑤男女双方の視点に立った避難所運営及び備蓄物資。

(※「女性の視点による防災対策検討委員会」報告書 参照→

http://www1.city.matsue.shimane.jp/anzen/bousai/joseikentoukai/joseikentouiinkai.html)

3. 松江市の「女性と防災」に関する取り組みと課題

松江市の取り組みとして①防災部局への女性職員配置(それまで女性職員はゼロ)②「女性の視点による防災対策検討委員会」設置③女性の消防隊増員(現在カメリア隊32名が活躍中)④松江市地域防災計画の一部改訂⑤研修会開催⑥関係機関(社会福祉協議会等)との連携⑦物資の備蓄開始⑧避難所運営マニュアルの作成等があげられます。

現状は、2008(平成 20)年度から女性職員を1名配置し、物資の備蓄開始、研修会の開催、避難所 運営マニュアルの運用をしています。防災訓練は、参加者のほぼ半数は女性ですが参画しているか は難しいところです。政策方針決定における女性の参画は、松江市では毎年1回防災会議を開催し、 委員の57名中、女性は8名となっています。

今後の課題として、市民への研修会開催(意識啓発)、女性の防災教育の充実、女性の自主防災組織役員への積極的な登用促進、男女双方の視点に立った避難所運営、物資の備蓄及び防災に関する政策策定の推進等があげられます。継続していくためには、無理のない取り組みが大切です。市の講習会に女性の視点を当たり前のこととして入れておきます。備蓄品の「哺乳瓶、乳首、生理用品」という言葉を男性職員が口にすることに市民は驚きがありました。これを当たり前のこととする施策推進が必要です。男女共同参画だからということではなく、当たり前のこととして市民の意識を変えていくことが重要です。また、何事も平常時からやっておかないと災害時にはとても機能しません。平常時から継続できるシンプルな取り組みが大切なのです。

4. 公民館を中心とした地域活動との連携

松江市法吉地区では公民館と社会福祉協議会等が連携し「災害時における地域での助け合い事業」によって会員を募り支援体制づくりに取り組んでいます。「おねがい会員」は一人暮らしの高齢者、障害者等、「まかせて会員」は近所の人、民生児童委員等。現在、「おねがい会員」が150名、「まかせて会員」が220名。一人のおねがい会員を、複数の会員で支えています。支援内容は、災害時の安否確認と避難所への誘導、平時の声かけと見守りです。あくまでも善意により困っている人を支援するもので、責任を課すものではありません。期待される効果は、災害発生直後に地域支援力を確保でき共助の大切さを確認できること、地域住民の福祉活動の「場」となっていること、近所で支えあう関係づくりができることにより地域コミュニティが復活することがあげられます。

うまく進んでいる要因としては①複数の支援者の存在により支援者個々の負担が軽減②平素からの声かけ、女性館長を中心とした継続への積極的な働きかけ(研修、訓練、見直し、見守り)③支援者と要援護者を地域全体のネットワークで支え、「おねがい会員」「まかせて会員」というソフトなネーミングでソフトな関係づくり④公民館を中心とした「なごやか寄り合い事業」ボランティア養成⑤団塊世代の地域デビュー支援等、活発な地域活動をしていること等があげられます。この地区では住民の参加意識も高く「地域のボランティアに参加したい63%」「参加したいが時間的余裕がない33%」というアンケート結果がでています。

5. 地域の安心安全は地域でつくる

地域の安心安全は地域で取り組みます。自助、共助、公助とありますが、公助だけに頼るのは限界があります。災害時には普段していることしかできないことを認識し平常時から地域とのつながりを持ち、訓練することが大切です。阪神・淡路大震災での死者は男性 42.5%、女性 57.5%と女性が多く、高齢者が多かったようです。災害時には女性の労働負担が増加し、女性への暴力が増加することも事実です。

女性は災害時には厳しい状況に追い込まれがちですが、日々の暮らしを担う生活者として、それを切り抜ける知恵や回復力を持っています。状況に即対応し、堂々めぐりの議論よりまず行動しようという能力を持ち、肩書きにとらわれないヨコの人間関係、個人と個人の信頼関係に裏打ちされたネットワークを紡ぐ能力もあります。豊中市の女性にも、女性ならではの能力を発揮することで、松江市が見習いたいと思えるような事業を展開してもらうことを期待しています。

■参加者からの意見

「自治会活動について豊中市は若手の後継者を見つけるのに苦労しています。松江市の消防隊は若い方も多く世代間連携がスムーズにいっています」「生協は豊中市民の約半数を組織化しています。この民間の力を災害時の安否確認などに組み入れてもらうこともできるのではないでしょうか」「松江市は福祉も進んでいると聞きます。防災が活発なら福祉も活発。コミュニティの基本がしっかりできているのだと感じました」「この検討委員会参加団体各々の防災への取り組みを互いに知っておけば、もっと活発な議論ができたのではないでしょうか」

ウイメンズネット・こうべ 代表理事 正井礼子

1、豊中女性防災プロジェクトについて

阪神・淡路大震災発生後に、女性支援ネットワークを立ち上げ、女性のための電話相談、女性だけで語り合う支援セミナー、乳幼児を連れたお母さんの集いなどを開催しました。そこでは、被災した女性たちが抱える困難やつらさ、DV や性被害についても語られました。しかし、残念ながら、当時は女性への暴力、女性の人権は問題とされませんでした。2005(平成17)年に「災害と女性~防災・復興に女性の参画を~」という集会を神戸で開催しました。国の「防災基本計画」にも女性の参画が盛り込まれ、第3次男女共同参画基本計画には防災が新たな分野となりました。その数カ月後、東日本大震災が起き、5月に東北を訪れ避難所をまわりました。17年前と変わっていたことは、女性警官の見回りやパープルホットラインなど、女性への暴力防止の取り組みがあったことです。しかし、乳幼児を連れた家族が少ないこと(泣き声で周囲に迷惑をかける)、更衣室や授乳室がない、運営リーダーは男性が圧倒的に多いことなどは以前とあまり変わっていませんでした。内閣府が避難所運営への女性の参画やプライバシーの確保についての要望を何度も自治体に出していたのに…。

どうすれば現場で女性の声を反映させることができるのか?と考えていた頃に、豊中市の女性防災プロジェクトに関わることになりました。プロジェクトの委員は、民間からは企業や多様な活動をされている女性市民団体の方たち、行政側からも様々な部署の職員が参加されており、ほぼ全員が女性。豊中市で働いたり、活動する女性たちが、この地域における防災に向けて、何が必要か、何ができるか、蓄積された知識や経験を通じて問題点を共有し、話し合い、それを防災ノートにまとめるとのことでした。市町村の防災会議における女性の参画率のあまりの低さに、講演などで女性による「災害と女性」ワーキングチームをと呼びかけていましたが、豊中市の取り組みはまさにそれであり、全国に先駆けてのモデルになるのではないかと大いに期待しています。ぜひ「避難所や仮設の運営マニュアルに、女性のリーダーを30%とする。避難所設置にあたり、必ず更衣室、授乳室…を置く」など具体的数字や実施プランを作成し、官民の知恵をだしあって、実際に現場で活用されるためのアドバイスなどもしてください。きっと全国の女性たちに役立ちます。今回のプロジェクトの活動をとおして、防災に関して女性たちのネットワークができることも意義があると思います。

2、豊中市民へのメッセージ

防災は日常から始まります。南海地震が30年以内に来る確率は70%と聞きます。起きるを前提に考えましょう。災害に強いまちとは、平時から福祉が充実し、人権が守られているまちだと思います。

- ・あなたの住んでいる地域では、どのような災害が想定されるのか
- ・あなたの地域にはどのような社会資源があるのか
- ・地域の避難所や避難ルートを知っているか
- ・女性が日頃から、まちづくりなど、意思決定の場にどれだけ参画できているか
- ・官民における「女性に対する暴力」防止・支援のネットワークづくりができているのか
- ・一人暮らしの高齢者への地域の見守り体制はできているのか
 - …など、地域で、職場で、家庭で一度話し合ってみませんか。

我がことと捉え、他者を思いやる想像力を

第2回検討委員会講師

特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事 相川康子

女性たちが「防災」を考えることは「重要事案を他人任せにしない」という生き方の基本姿勢につながります。防災にはハード整備や力仕事といったイメージが強いためか、多くの人が「男性や専門家の仕事で、女性や素人は口出しすべきではない」と思い込んでいます。そこから脱し、いかに「我がこと」と捉えられるようになるかが大切です。

「他人任せ」を止める近道は、現行の計画や体制の「落とし穴」に気付くことです。

例えば、地域防災を考えてみましょう。今の防災訓練は、自治会などの地縁組織を中心に休日、 予告された上で行われていますが、平日の日中に災害が起きた場合(実際、東日本大震災がそうで した)家族はバラバラで、地域には高齢者や主婦だけという事態が起こるかもしれません。女性に こそ緊急時のリーダーシップ研修が必要ですが、現行は炊き出し班か救護班に回されてしまってい ます。

豊中市には自治会加入率が100%近い地区もあれば、2割を切るところもあります。単身世帯が一般世帯の3割を占め、もはや「家族間の助け合い」は難しい状況です。現在、自治会長や民生児童委員ら一部の役員に、要援護者対策も含め中心的役割が期待されていますが、その人たちとて、いざというときに無事で活動できる保障はありません。そもそも高齢化が進み、役員のなり手がいないという構造的な課題もあります。さらに、昼間と夜間の人口に差があるうえ、交通の要所のため域内に多くの一時滞在者(通勤・通学途中の人や買い物客、観光客たち)がおり、大勢の帰宅難民が発生する恐れもあります。地縁組織による自主防災は重要な取り組みではありますが、それだけでは十分でないのです。

このような視点で、現行の計画や体制を点検していくと、いくつもの穴があることに気付くと思います。単なるあら捜しではなく、公助や現在の共助の限界を正しく知り「自分でなんとかしなくちゃ」「私にも手伝えることがないだろうか」という自覚が生まれることを期待します。女性はもちろん全ての人が防災・減災・復興の担い手になる…そうやって多様な視点を活かし、地域特性を踏まえながら、複数のセーフティネットを張っていく作業が求められています。

「とよなか女性防災プロジェクト」は、民間団体や行政関係課の女性たちが一堂に会して学びあう場として設定されました。意義深い取り組みですが、平日の日中に集まれる人だけの会合になってしまったことは否めません。その場に来られない人たち…勤労女性や学生、子育てや介護で外出が難しい人、障害を持つ人、外国籍の人たちの存在にも思いを馳せる必要があります。

防災・減災を我がこととする極意は、いざというとき、自分が、周囲がどうなるかを想像する力ではないでしょうか。例えば、避難所の環境改善を図る一方で、避難所に行かない・行けない人の存在にも配慮できるようになることです。このプロジェクトで培われた感性やネットワークが、豊中の安全・安心のまちづくりに活かされることを強く願います。

松江市防災安全部 防災安全課 専門企画員 山﨑裕子

「とよなか女性防災プロジェクト」のお話を初めて伺ったのは2011(平成23)年の夏でした。

男女共同参画の観点から『防災』を考えたとき、松江市の「女性の視点による防災対策検討委員 会」(以下「松江市委員会」という)の設置は、当時としては先進事例だったようです。

2008(平成20)年2月に国の防災基本計画が修正されたことを受け、過去の災害発生時の経験から 見えてきた様々な問題を「松江市地域防災計画」に反映させる目的で松江市委員会が設置されたの は同年6月。その後、翌年2月に開催された松江市防災会議において「松江市地域防災計画」は一 部改訂されました。もちろん、他都市でも地域防災計画は改訂されていますが、その手法は様々で す。

松江市では、行政だけでなく関係する諸団体、機関等と率直な意見交換を行い、より実社会に即 した実践的な意見を集約し、地域防災計画に反映させています。

東日本大震災を受け、なおも男女共同参画の視点が欠けていたという事例報告を聞き、大変残念 に思うと同時に、より強く女性の視点による防災対策を訴え、実現していかなければと思いました。

私が、講師として豊中市に伺うことになり、松江市委員会設置に当時深く携わっていた前任者(防 災部局初の女性職員・男女共同参画業務経験者)から様々な話を聞きました。

松江市委員会開催時、構成委員は、それぞれの立場での思いから、より具体的で実現可能な意見 を出し合い、さらに掘り下げて議論を交わしていました。

行政の立場である前任者も、今まで全く無かった生理用品を備蓄品として購入しようとした際、 予算の関係からサイズを 21cm にするか悩みましたが、最終的に 29cm を選択しました。松江市は水 害に見舞われることが多く、2006(平成 18)年の豪雨災害時に簡易トイレを配布したことや、災害時 に容易にトイレにいけない場合も想定し、若い世代の心理的ケアを考慮して実質的な物を備蓄しよ うということで 29cm の生理用品を購入したとのことです。

これは、まさに女性でなければできない選択で、「たかが生理用品、されど生理用品」という気持 ちで、取り組んだという彼女の言葉に、私は「あっぱれ」と脱帽しました。

防災研修会で、今は女性が話すことにインパクトがあるかもしれませんが、今後は話す人の性別 がどうあれ、当たり前のこととして男女双方の視点に配慮した備蓄品や避難所運営について話がで きる環境に少しでも近づけばと願っています。

「とよなか女性防災プロジェクト」が、市民参加で動いているたくましさを羨ましいと思うと同 時に、行政と市民の更なる連携強化が図られ、豊中市が全国から注目される先進都市としてご活躍 されることを期待します。

in Michael

「とよなか女性防災プロジェクト」参加団体からのメッセージ

in Michael

女性そして災害時の要援護者の視点で防災について考えるため、

「とよなか女性防災プロジェクト」は、

行政、民間、市民による16団体で結成されました。

防災と女性、防災と災害時要援護者について、

これまでどんな取り組みをしてきたか、

現在どのような事業を進めているか、

これからどうしていくべきか。

3回の検討委員会を経て参加団体が原稿を作成し

それぞれの取り組み、方向性を紹介しています。

それぞれの立場から市民への防災参加を呼びかけています。

行政からだけではない市民も含めたこの呼びかけを、

市民一人ひとりに自分の問題として身近に感じていただき防災への参加のきっかけとなれば幸いです。



■「とよなか女性防災プロジェクト」参加 16 団体

- 豊中市人権文化部 人権政策室
- 豊中市危機管理室
- 豊中市消防本部
- 豊中市健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課
- 豊中市市民協働部 雇用労働課
- ・豊中市こども未来部 保育幼稚園室
- · 豊中市立大池小学校
- 豊中市立中央公民館
- 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
- ・財団法人とよなか国際交流協会
- ・生活協同組合コープ自然派 ピュア大阪
- ・男女共同参画社会をつくる豊中連絡会
- · 豊中市 PTA 連合協議会母親委員会
- 豊中市婦人団体連絡協議会
- 豊中女性防火クラブ連絡協議会
- ・財団法人とよなか男女共同参画推進財団



男女共同参画の視点からの防災について

豊中市人権文化部 人権政策室 男女共同参画・国際チーム

昨年の東日本大震災では、17年前の阪神・淡路大震災の教訓が十分いかされず、女性の視点に欠けるところが多数あったといわれており、大変残念なことです。

これまでの豊中市男女共同参画計画では、災害時における被災者の復興支援について、「市民が被災した場合の、支援物資の備蓄や避難所等の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する」という施策が盛り込まれていました。そして、今年度の計画改定では、「災害時における被災者への支援」として「災害時における女性の悩み・暴力に関する相談サービスを提供する」という災害時の女性相談窓口についての施策を追加し、男女共同参画推進センターすてっぷの役割として位置づけました。もし災害が起こった場合には、想像もできないほど大きな恐怖や不安が人々を襲うにちがいありません。その上、欲しい情報がすぐに手に入る生活に慣れてしまっている私たちにとって、テレビも見ることができない、携帯電話もインターネットも使えない状況となると、「情報が得られない」ということが、より大きな不安を与えることになると考えられます。そのような状況においてすてっぷは、男女共同参画の視点に基づき施策と市民をつなぐ要として、相談から入ってくるあらゆる情報を収集して市へ届けること、そして市民へできるだけの情報を提供・発信していく重要な役割を担うことになります。また、災害時には女性への様々な形での暴力が増えます。非常事態のときにこそ女性の相談窓口が必要であり、「相談窓口がある」ということが暴力を未然に防ぐ抑止力になることは間違いありません。

災害対策に関する女性の視点への配慮としては、備蓄品に生理用品や粉ミルクや紙おむつが当然のように備えられるようになり、改善は少しずつ進んでいますが、モノだけでなく、避難所の運営や復興支援といった重要な決定の場にも女性の視点が活かされるよう、仕組みをつくることが重要です。これからの取り組みとしては、市の防災計画の中での避難所の設置や運営に関し、「女性の視点を入れること」という抽象的ないい方ではなく、例えば「避難所運営の責任者は男性と女性それぞれ配置する」などより具体的に明文化するようはたらきかけたいと考えます。特に避難所生活におけるニーズは身体に関わることも多く、女性のニーズは女性に対しての方が言いやすいし、より正確に伝わりやすいものです。そのためには、普段から災害対策を男性に任せるだけでなく、一人ひとりが自分たちのこととして受け止められるよう女性の意識を高めることも大切です。災害時であっても男女が互いに尊重され、協力し合いながら様々な問題を少しずつでも解決できるよう、リーダーシップを発揮できる女性の人材育成が必要です。多くの女性は地域の情報をよく把握しているし、地域での人とのつながりも持っています。女性の潜在能力はまだまだ眠っていて、エンパワーメントできるはずです。今後は女性が持つ能力を、より活用していくべきです。

男女共同参画社会とは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会のことであり、一人ひとりの人生において、自分自身の望む生き方や考え方が性別によって制約されることなく、選択肢があることです。

今後の災害にそなえ今できることを考えるとき、男女共同参画の視点を持つことは女性だけでなく、社会的な要援護者にも配慮した取り組みにつながります。男性のことをよくわかっているのは男性であるのと同じように、女性のことを一番よくわかっているのは女性です。「男性がイメージした女性の視点」ではなく、「女性自身による女性の視点」で防災について考えることが重要です。

(副主幹 男女共同参画グループ長 出口裕子)

地域防災力の向上にむけて



豊中市危機管理室

昨年3月11日の東日本大震災以来、災害に対する関心が高まっていますが、豊中市でも東南海・南海地震や上町断層帯による内陸型直下地震などの発生とその被害が想定されます。地震の発生そのものを防ぐことはできませんが、日頃から災害へのそなえを行い、また災害発生時の適切な対応により、被害を軽減・防止することができます。

このため豊中市では、防災活動推進の総合的かつ基本的な計画である「豊中市地域防災計画」を 策定しています。この計画は、災害予防計画や応急対策計画から成っており、行政・防災関係機関 等が行うべき業務や市民・事業所等が果たす役割を定めています。

これまで、防災の基本となるこの計画が女性や災害弱者の視点に立ち、より実効性の高いものとなるよう、避難所の設定や備蓄品の内容などに配慮してきたところですが、今後も女性や災害時要支援者の困難やニーズが声として届きにくいことを踏まえながら、常に様々な視点からの点検を随時進めていきたいと思います。

このたびの東日本大震災のような極めて大規模な災害においては、予想を超えた多くの事象とそれに対する様々なニーズが発生し、それらに対応する行政の能力の限界が示され、「自助」「共助」とよばれる、市民の力が、大きな災害に対応する上で極めて重要であることが改めて明らかになりました。

大規模災害時にその力を発揮するためには、地域ぐるみの協力体制が必要ですが、豊中市ではその一つとして「自主防災組織」の存在があります。現在、約 150 の組織があり、防災訓練やマップづくりなど、日頃から地域ごとに特色ある防災活動に取り組んでおられます。また、災害時に避難所となる小学校を拠点とし、防災という枠を超え地域内の各種団体等と連携し、地域が一つになって活動されている例もあります。

たとえば災害時の避難所運営について、このようなつながりがあれば、避難所を市の職員が開設したあと、状況が落ち着き地域の皆さんに運営をお願いしていく段階においても、地域全体での日頃からのコミュニケーションが十分図られていることにより、スムーズに進んでいくことが期待されます。

今回の東日本大震災でも、現場のニーズが支援する側に十分に届かずに、様々な困難が生じました。災害発生時には、男女問わず、災害時要援護者を含めたすべての市民が生活のしやすい環境をつくっていくことがとても大切ですが、そのためには、日頃から、見過ごされている問題がないかどうか男女双方の視点でニーズの把握に努めるとともに、災害発生時には的確な情報を発信していかなければならないと考えています。そのためにも自主防災活動等へ女性が多く参加していただくことが大事なステップとなってきます。

防災=男性というイメージがまだまだ強い現状ですが、女性が防災分野において活躍していくことで、女性の声は届きやすくなり、また多様なニーズへの対応もスムーズになっていきます。その他の地域活動においても女性に多く活躍していただくこと、また性別に関係なく地域全体で様々な課題を話し合っていただくことは、「地域防災力」の向上につながり、皆さんの大切な命を守る力へとつながっていきます。

防災の基本は、地域で集い、コミュニケーションを深めることから始まります。今後も行政・地域が一体となり、「災害につよいまちづくり」への取り組みを進めていけるよう、皆さんのご協力をお願いいたします。 (主事 辻村知子)



今、一人ひとりができること

豊中市消防本部 消防総務室 消防企画チーム 経理グループ

豊中市消防本部は、東日本大震災発生当日、緊急消防援助隊派遣要請を受け、出動しました。被災地の被害の甚大さに直面し、防災に対する取り組みの重要性を実感しています。災害をなくすことはできませんが、災害による被害を軽減することは今からでも取り組むことができます。そのため、一人ひとりが日頃から具体的な行動(事前のそなえ)を行うことが重要です。「防災を考えることがなぜ必要なのか」・・・大切な命を失わないため、一人ひとりができることを今一度考えてください。

災害に対する安全・安心を確保するためには、行政による「公助」を充実させていくことはもとより、国民一人ひとりや企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」の取り組み、更にはこれらの連携が不可欠です。

消防本部では防火を目的に始まった取り組みが、防災の取り組みへと発展しています。また、救命講習・市民救命サポーター制度等、救命率の向上を目的とした事業も行っています。下記のとおり豊中市の地域の方々に防災の意識を高め、参加協力していただけることを願います。

豊中市消防本部の取り組み紹介及びご協力のお願い

~市内事業所の方へ~

●消防防災協力事業所登録制度→事業所が持つ人員、資機材等を地域の防災力と捉え、大規模災害が発生した場合に事業所各自の判断により地域貢献活動として自主的に消火、人命救助活動等の消防活動を行っていただける事業所の登録を進めています。

~市民の方へ~

- ●女性防火クラブ→校区単位で結成し、家庭から火災などの発生を防止するとともに、発生した場合に被害をできるだけ少なくするため、防火に関する知識、消火方法及び 119 番通報方法のほか、けがや病気となったときの応急手当等についての研修・訓練を行い、その知識及び技術は、家庭に留まらず地域にも防火防災の輪を拡げています。(P. 28 参照)
- ●幼年消防クラブ→市内の幼稚園において、幼年期から火の取り扱いについて知識を身につけ、防火に関する知識を高めることを趣旨としています。41 幼稚園で結成されています。
- ●一声訪問事業→豊中市域で火災、その他の災害が発生した場合、自力で避難することや避難行動について自己判断することが困難、もしくは災害の発生を認識することが困難であると考えられる要援護高齢者や重度障害者等の方が、確実に避難行動をとることができるかどうかを把握するとともに、避難方法や日常生活上の注意等について相談を受けることを目的としています。
- ●救命講習→心肺蘇生法及び出血時の止血法等の応急手当の習得、自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できることを目的としています。定期的に講習会を実施しています。
- ●市民救命サポーター制度→自主防災の理念を基に、豊中市内の事業所等及び市民を対象として、 日常及び災害時における救急事故による負傷者等の救護活動を実施し、安心安全のまちづくりを推 進することを目的としています。

時代の変化により、ご近所付き合いが希薄化されていますが、災害が発生した場合における助け合いは、日頃からの関係づくりが重要です。自分ができる身近なネットワークを利用して、地域とのつながりをつくっていきましょう。消防本部での取り組みにも参加して、自身の防災力の強化、さらには地域の力となりますようご協力をよろしくお願いします。

(消防士長 上田亜紀子)



災害時要援護者について(主に障害者を中心に)

豊中市健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課

災害が発生すると高齢者や障害者や生活困窮者など、日常的に何らかの支援が必要な方は、災害時に特別の配慮が必要になります。個別への配慮という点では、女性に焦点を置いた防災対策と共通する点が多くあります。

豊中市障害福祉課では、2010(平成22)年の12月から1月にかけて「災害時重度障害者実態把握事業」を行いました。これは、重度の障害がある方を対象に災害から身を守るために安全な場所に避難することや、避難生活でどのような配慮や援護が必要なのか、またご自身による災害発生時の「そなえ」や「対応」等の状況を把握し、今後策定をめざす要援護者の避難計画の基礎資料とするための調査です。調査の結果からは災害時のそなえについて、特に精神障害者は、家族以外の近隣の人との結びつきが弱いという課題が出ました。災害時の対応では、災害時の避難が単独ではできないと回答した人が6割で、要援護者の多くが避難場所を認識しておらず、また、災害時に向けて普段から準備をしていない、と回答した人は7割という結果でした。この調査は、東日本大震災の前に行われたため、震災後に意識が変わった人が増えた可能性もありますが、いずれにせよ情報の入手方法をはじめ、障害の種別などに応じた対応、避難所の周知について課題が多いことが結果からうかがえます。

市が障害者や高齢者など災害時に援護が必要な人に対して行っている事業として、「災害時要援護者安否確認事業」があります。これは、自力で避難が困難な障害者や一人暮らしの高齢者、要介護3以上の方などが登録対象で、震度6以上の地震や大規模な災害が起こったときに、地域の民生委員等が速やかに安否確認のため1軒ずつ訪問する制度で阪神・淡路大震災の教訓を活かし行っているものです。事業では、年に1回安否確認の実地訓練や図上訓練を行うことになっています。災害対策本部の災害援護部援護斑に従事する障害・高齢・生活保護の職員は、安否確認の際に進捗状況を把握するため各校区に出向くことになっており、訓練にも参加しています。

災害にそなえた取り組みとしては 2011 (平成 23) 年度、ひとり暮らしの高齢者対象に救急医療情報キット (プラスチックケースに緊急連絡先や医療情報を記入した用紙を入れ冷蔵庫に保管する) を民生委員を通じて配付しました。障害福祉の災害時安否確認事業の対象者に同じようなキットを2012 (平成 24) 年 3 月から配付しています。これによって、障害者の方の普段からのそなえの意識の向上につながればと期待しています。

障害分野を中心に調査結果や現在の取り組みについて記しましたが、災害時には自助・共助・公助がそれぞれ協同して乗り切ることが必要になります。要援護の人それぞれに適した支援や情報提供のあり方等が公助の課題であり、今後の避難計画を策定するなかなどで、東日本大震災での教訓などを参考に検討していきたいと思います。

(主幹 宮城節子)



災害時安否確認事業の対象者に 配付する「とよなか安心キット」

労働問題から考える災害へのそなえ



豊中市市民協働部 雇用労働課

「安心して暮らせる家を確保できないなら、働く意味がない」という、ある女性の言葉が忘れられません。真意を尋ねると、17年前の阪神・淡路大震災で居住していたマンションが半壊し、数人の居住者が犠牲になったそうです。それ以来、家賃が多少高くても"住の安心"を確保するための賃金を得ることは、彼女が働く大きな目的になっています。

阪神・淡路大震災における被害死者数は女性が男性の1.5倍にものぼりました。そこには高齢化社会が進み、女性の高齢単身者が増加するとともに女性の低所得による居住水準の低さがあり、報酬比例によって決まる年金額の低さがあります。相対的貧困率は男性に比べると女性のほうが、どの年齢層においても高く、特に高齢単身女性と母子世帯で高いという特徴があります(注1)。背景にはいまだに解消されない男女の賃金格差(注2:女性が男性の69.8%、正社員に限ると女性が男性の72.7%)や、女性労働の非正規化(注3:労働者数における非正規労働者比は、男性20.1%、女性54.5%)などの女性労働問題があぶりだされます。

1986(昭和61)年に施行された男女雇用機会均等法は性別を理由とするあらゆる差別を禁止し、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、妊娠女性労働者の健康確保をうたっていますが、一方で同時に制定された労働者派遣法と年金の第三号被保険制度により女性の非正規化を進め、就労意欲にブレーキをかけ、家庭及び社会での性別役割を強化する結果になっていることもその一つといえます。

男女の賃金格差の是正や機会の均等、女性が働く上で一番の課題となっている家事や子育て、介護に男性も積極的に加わることができる就業環境の整備を進めることをいうまでもありませんが、パートナーを得る、得ないに関わらず、自分のキャリア(人生)を自分で設計し、どんなリスクも乗りこえていけるように、女性が自立することも必要です。昨今の不安定な経済状況で夫だけを家計の担い手にするのではなく、妻と両輪で家計を支えることでお互いのセーフティーネットになる存在であることもまた非常時の危機を減少できることにつながります。

また今や非正規雇用の拡大とともに所得の低さは女性に限ったことではなく、男性や若年層に広がりつつあります。非常時には非正規労働者は雇用契約を切られやすくなり、途端に経済的に困窮する状態に陥ります。加えて単身者が職場を失うと、同時に所属できる場所を失い孤立する人も少なくありません。

性別に関わりなく、安定した雇用と経済的自立を得ることは、非常時の生命を守り、生活を維持し、再建をするための重要な要素となります。復興を進め、災害に強い社会を築いていくには、社会の構成員全体で男女共同参画社会の実現という視点を共有することが重要なのではないでしょうか。 (地域就労支援コーディネーター 落合桂子)

出典:

- 注1) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007、平成 19 年) を基に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会 阿部彩委員の特別集計
- 注2) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2009、平成21年)
- 注3)「労働職調査」(2011、平成23年)



災害時における幼稚園・保育所の役割

豊中市こども未来部 保育幼稚園室

大規模災害が発生したとき、保育所・幼稚園において果たすべき重要な役割は、子どもの安全・安心を確保することです。そして、市立の保育所・幼稚園は避難場所に指定されているので、災害時には災害対策本部と連携し、避難所として開設することになっています(災害対策本部と連絡が取れない場合は、施設管理者(職員)の判断により開設)。市立の保育所・幼稚園の建物の現状は、老朽化が進んでいることから現在順次、耐震補強工事を進めています。

保育所・幼稚園では月に一度、「火災」「地震」「不審者の侵入」等災害の内容や時間帯を変え、いるいろな場面を想定し避難訓練を実施しています。その際、地域開放を随時しているので、地域の子育て世代の保護者・乳幼児も一緒に参加していただくこともあります。災害はどの時間帯に起こるかわからないので、地域の方が訪れることが多くなっているなか、避難訓練を園児と一緒にすることは必要なことです。また、いずれの施設も職員は女性が大半であるため、災害時ほとんど女性の手で 0 歳から 5 歳の子ども (多いところでは 200 名)の避難をさせなければならないので、日頃行っている避難訓練はとても重要となります。

保育所・幼稚園入所の保護者の中には、小さなお子さまがおられる方はもちろんのこと、ひとり 親世帯の方、障害の子どもさんをお持ちの方、外国人の方、若年齢の保護者等いろいろな立場の方 がおられ、その方々の住所、勤務先等は把握しているので、電話がつながれば電話で、つながらな ければ徒歩等で安否確認を行うことは可能です。また、保育所には、日頃から乳幼児のいる世帯が 必要な物(哺乳瓶・おむつ・衣類・オマル・おもちゃ等)はあるので、避難時に利用してもらうこ ともできます。そして、市立の保育所には看護師がおり、医薬品も簡単なものはそろっています。 自動体外式除細動器(AED)も設置されています。(水・保存食等は、備蓄できているわけではないの で、災害対策本部からの提供を待つことになります)。そして、授乳スペースや育児スペースの確保 はしやすいと考えられます。しかし、避難から日にちがたち、徐々に保育再開となったときには、 避難所として利用できるスペースを縮小していくことから、プライバシーの制限が生じてくること が予想されます。また施設管理者(職員)は、本来の業務(保育)にシフトしていくことになるので、 そのときには、避難者間で助け合いによる自主的な運営をしていただかなければなりません。保護 者の保育需要にこたえて、保育業務の完全再開をすることになるので、他の避難所に比べ避難所の 開設期間は限られるということもあります。しかし、いざというときに子育て家庭の方は利用して いただきやすいと思うので、日頃から地域の保育所・幼稚園とのつながりをもっていただけたらと 思います。 (副主幹 佐藤美樹)



地域、行政と連携しながら訓練を積み重ねていく

豊中市立大池小学校

はじめに

阪神・淡路大震災から17年、吹田市に住んでいた私でも、あの日のことは忘れません。大きなゆれにとび起き、生まれたばかりのわが子を抱きしめ、とにかく、入り口を確保しようとしました。 多くの食器が割れ、水道も何日か止まりました。しかし我が家のことは阪神地区の方々に比べれば、災害のうちには入らないでしょう。

大震災で多くの方々が亡くなられ、17年という年月ではで悲しみは風化しません。また、昨年3月11日に起こった、広範囲にわたる東日本大震災では、日々テレビから情報が流れ、災害がより身近なものとしてうつり、いつ南海大地震が起こり、豊中にも大災害が起こるかもしれないという恐怖を感じています。

学校では災害はいつ起こるか分かりません。約700名の児童を預かっている学校の課業中に災害が起これば、どのように児童の安全を守るのか、学校では豊中市教育委員会の指導方針のもと、非常変災時の措置について、細かく対応を決めています。それをお手紙やスクールガイドで、毎年保護者に知らせています。2011(平成23)年度はさらに「津波や大規模な洪水による千里川の氾濫などの場合は5階に避難させる」という内容を追加しました。

災害時の保護者への連絡は、学校連絡メール(携帯電話へのメール)、緊急連絡網を活用します。 また、10 月には集団で下校する訓練を行います。PTA 地区委員さんと教師とで児童を自宅近くまで 送って行きます。2月には、地震から火災になったと想定して、消防署の方にも来ていただき、避 難訓練を実施します。このような訓練の積み重ねが大切なのだと思います。

避難地としての学校

学校は地域の避難地となっています。体育館や施設を開放し、地域の方々を受け入れる施設です。 そのため、備蓄倉庫には、食料や毛布をはじめ、簡易トイレや生理用品、紙おむつ、粉ミルクなど も常設されています。「防災とボランティアの日」として1月17日、本校の屋上にある防災スピー カーから一斉放送が行われました。市の危機管理室から「災害に対するそなえを日頃から怠らずい ざというときにご近所どうし助け合える関係を築きましょう」と呼びかけました。

女性防災プロジェクトに参加して

私はこのプロジェクトに参加して多くのことを学びました。実際に福島や宮城にボランティアに行かれた方の話は生の声をして力強いものがありました。そして何よりも学んだことは女性の視点での防災です。避難所での更衣の問題、トイレの問題、授乳の問題や、災害時の役割分担の問題などです。学校が避難所となったとき、学校の施設をよく知っている者として、女性として、避難所運営を支援できればと考えます。そのため、本校が災害避難場所になったときのことを市の危機管理室の方々、地域の方々と話し合い、訓練をしたいと考えます。

(教頭 岡森眞弓)



大災害発生!そのとき、公民館ができること

豊中市立中央公民館

防災を考えるとき、公民館は、避難所としての役割と、豊中市内の41小学校区全てにおいて各校 区の住民により運営されている公民分館の役割の二つを考える必要があります。

これまでの公民館における取り組みとしては、公民館講座で環境や防災に関わる問題を取り上げたり、消防本部の協力により救命救急講座を行ったりしていることが挙げられます。公民分館においては、自治会や町内会で組織されている自主防災組織と連携した事業を展開していることが挙げられます。なかでも、公民分館の文化祭では、消防フェアとの連携企画や避難所体験コーナーの設置、非常食の試食会や防災訓練等日頃の防災活動の取り組みの紹介がなされている分館が多くあります。しかし、今、大災害が起きたとして、直ちに冷静な行動をとれるかというと、1995(平成7)年に阪神・淡路大震災を経験した私たちですら難しいのではないでしょうか。それでは、これからどのような取り組みをすればよいのでしょうか。

公民館での日頃の取り組みとしては、「防災はまず家庭から」という「自助」と、災害時要援護者を中心として地域の人は地域住民で支える「共助」の重要性を機会あるごとに市民に伝えていくことが考えられます。その際、時間帯や生活の場面ごとに自分が一人のときに災害にあったときにどのように行動すべきかまでを考える契機となるような学習の場を設定することが必要です。また、公民分館を含めた地域においては、個人情報保護とのジレンマはありますが、災害時要援護者であることが懸念され、孤立が心配される近隣住民の把握とその方々への情報提供を行うことが重要であると考えます。また、公民分館の役員には自治会や校区福祉委員会等の地域団体の役職を兼務され横断的なネットワークをお持ちの方も多いと思われます。このネットワークを活かし、「地域で気がかりな人」を一人でも多く見つけ出し、災害時の安否確認のための登録を勧める取り組みを広めることが必要ではないでしょうか。

では、非常時はいかがでしょうか。公民館は非常時、避難所となりますが、公民館には心を落ち着かせる空間となる和室や食を生みだせる料理室が資源としてあります。避難所開設当初の混乱期は困難かもしれませんが、和室の利用については、昼間は女性専用室にし、夜間は夜泣きのある乳幼児家族または配慮を要する高齢者や障害者専用室にするなどの避難所運営が望ましいのではないでしょうか。またライフラインが復旧すれば料理室での炊き出しも可能となります。こうした対応ができるようになるには、避難所運営委員を置くことが望ましいと考えます。運営委員は男女必置を原則とすることはもとより、高齢者・障害者・外国人の代表となる人の選出も重要となるのではないでしょうか。そのコーディネーター役を公的機関が担うことが更に重要です。避難所運営が軌道に乗り状況が許されれば、和室においてお茶席や邦楽演奏会や体験講習会等を、料理室においてあらゆる人が一緒に調理を行い一緒に味わうなかで交流を図るなど、心のケアも可能になってくるのではないでしょうか。

一方、公民分館はどうでしょうか。災害時はまず自分と家族の命を守り、家族全員の安全が確保 されてからの活動となりますが、自治会、自主防災組織との速やかな連携が鍵となると思われます。 小学校をこの連携の拠点として共助に取り組むことが考えられます。

非常時には普段からやっていることしかできません。防災につながる行動を無意識レベルまで浸透させるような学習機会を提供することが公民館の役割であると考えます。

(主査 杉本明子)



わたしたちの 3.11 ~豊中の震災支援活動を通じて~

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

昨年3月11日に発生した東日本大震災から、1年を迎えました。豊中市社会福祉協議会では、阪神・淡路大震災の教訓から震災直後から、現地のニーズに沿った支援活動を行ってきました。街頭募金をはじめ、豊中市内と被災地の小中学校を、文房具を送る支援で結びつけました。被災地にリサーチをかけて必要物資をピンポイントで被災地へ送付し、時々のニーズ把握を行い、市内事業所から救援物資を送付しました。高校生とともにボランティアバスで被災地のがれきの片づけなど時々の支援を行ってきました。また、震災直後に被災地へも市社協の職員派遣を通じ、被災地とのつながりを構築してきました。

これらのネットワークを活かし、①被災地から各分野で支援活動に取り組んだ様々な方たちを豊中に招き、メッセージ講演会を開催し②被災地の経験から豊中市内の施設と住民の合同避難訓練をモデル的に行い、その教訓を DVD 化する③福祉避難所マニュアルの作成④豊中に避難してきた人の支援と手記「私たちの 3.11」の発行⑤東北の物産展を継続的に開催するなど、被災地支援を通じて豊中のまちづくりを進めるための支援を展開しています。

なかでも、こだわってきたことが、豊中に避難されてきた人たちへの支援です。3月に市営住宅への入居が決まって以来、地域ボランティアの皆さんとともに救援物資を届けたり、生活用品を調達したりしながら、訪問活動を続けました。ある女性の家を訪問した際に、「ずっと農業をしていたので土に触りたい」と涙ぐまれる姿に出会い、はっとしました。家や品物だけではなく、仕事や自分の居場所の必要性を感じたからです。その後、農地の提供を交渉したことがきっかけで、彼女はみるみる元気になっていきました。医療情報、生活情報など知らない土地と文化の中で被災者を新しいコミュニティが支えることの大切さを実感しました。そこで、4月7日以来8回にわたり、被災者交流会を開催しています。被災者の横のつながりは、心の支えになると確信していたからです。この交流会を通じて、東電の原発補償の学習会など専門職の支援をいただきながら、継続支援を行っています。

特に、福島からの避難者は、母親がお連れ合いを残し、子どもを連れてこられている方がたくさんおられます。被災地からの孤立、二重生活での経済的精神的負担、新しい環境での生活基盤づくり…。生活者の視点での支援が問われています。

今年1月13日に開催した陸前高田の戸羽太市長さんの講演会で、市長は「復興復興といわれるとあまりにも大きな課題でそこまでの気持ちに立ちきれないこともある…」と話しながら、それらの被災地の背中を押せるのは「みんなの忘れない気持ち」「是非、被災地に足を運んでほしい」と話されました。市社協では今後も様々な支援を通じて被災地を忘れない取り組みを継続します。これからが正念場といえます。 (地域福祉課長 勝部麗子)



「私たちの3.11」(豊中市社会福祉協議会編)

外国人とつながる「顔の見える」関係づくり



財団法人とよなか国際交流協会

1995(平成7)年、阪神・淡路大震災のとき、財団法人とよなか国際交流協会では外国人被災者への住宅情報紹介や募金等を行った記録があります。実際の数字等からは「災害時要援護者としての外国人救援」という大きな看板と、それが必要な人に届かない実情とのギャップ、空回り状況が読み取れました。この20年で日本に暮らす外国人の数は飛躍的に増え、良い意味で多くの自治体などが「多言語」で災害項目を含む生活情報を出すようになりました。今回の震災でも、即時に研究機関や自治体職員のネットワークなどが多言語での情報発信や相談窓口対応を始めましたが、多くの外国人はパニックに陥り帰国したり遠方に避難した報道がされました。

災害という緊急時に、外国人がどのような情報やネットワークを頼るかは、自分が外国で被災することを想像すると分かります。何年住んでいようと、その国の文化や社会制度が十分把握できなければ、公的な機関より、同国の知人や肉親、本国からの情報に頼ることになるでしょう。特にこの20年で激増した外国人の多くは"労働力"として"労働現場"に吸収されたため、地域とつながらない「顔の見えない」存在といわれています。地域に人間関係がなければ、日本人が肌感覚で知っている災害対策が地域単位で行われること、役所など公的な機関からの情報が重要なこと、そこで自分の身が守られることなどの基本的な考えは共有できません。災害時独特の用語(例えば避難所、罹災、帰宅者支援ステーション、災害用伝言板など)も体験がなければ何かわからず、たとえ多言語に訳されたとしても混乱が生じる可能性が高いといえます。

さらに、外国人が置かれる制度的状況の違いから、日本社会での「権利の主体」として災害時でも自覚、認識されにくいという問題があります。震災時、豊中では(日本人が大変なのにと)診療拒否された外国人もいましたが、自ら避難所や医療救護所を利用する権利がない(それらは日本人のためのもの)と捉えている外国人は少なくありません。その理由は、出入国管理および難民認定法や外国人登録制度など外国人を対象とした制度が「権利の主体」として日本人と外国人の間に無意識のダブルスタンダードをつくってきたからです。パスポート、在留資格、外国人登録証等の紛失や失効などで、被災したこと以上に不安や動揺を感じる外国人は少なくありません。非常事態では制度より人命が優先されること、避難や治療の際、被害の補償などを受ける際、国籍や在留資格による差異はあってはならないなど、日本社会側が認識しなくてはならない課題があります。

財産法人とよなか国際交流協会は、特に周縁化されがちな外国人女性と子どもをターゲットにした日本語活動や相談サービスや子どもの事業をとおして、地域社会や日本人、外国人とつながる「顔の見える」関係づくりを積極的に行ってきました。20年近い活動の蓄積の中で「支援/被支援」から信頼が生まれ、地域貢献や社会活動、次世代育成に参加することに積極的な姿勢を持つ外国人が着実に増えています。今回被災地で支援活動をした在日外国人は少なくなかったといいますが、その多くは日本人や日本社会との関係を構築し、何かあったときに自分も力になりたいという強い動機を持つ人々でした。災害時や緊急時に支援側に立てる外国人が地域で育成されていくことが、今後のめざすべき方向性ではないかと思います。 (事務局長 榎井縁)



支えあいのネットワークづくり

生活協同組合コープ自然派 ピュア大阪

「災害に強いまち」とは、人と人とのつながり、近所づきあいのあるまちといいます。頼りにするのはまず自分、家族そしてご近所。最後に消防や市役所、府や国。「自助」「共助」「公助」という順番だということを心しておかなければなりません。

3.11 を経験した私たちの自助とは、防災の意識を高め、家庭内の備蓄をすすめるだけでなく、暮らし方・生き方を変えて、自助に取り組んでいかねばならないと思います。大きな災害に出あったとき、日常の脆弱な(弱い)部分が現れます。避難所では男性のリーダーが女性を食事や洗濯係と決めつけ、運営を行うケースが多いとききます。仮設住宅では男性のアルコール依存や女性や子どもへの虐待が増えるなど、日頃の関係性が歪みを増殖させていきます。男女が依存しあうのではなく自立し尊重し協力しあうことが当たり前と、意識と暮らし方を変えていくことこそ、自助の第一歩であると思います。

そしてまた障害のある人、高齢者や外国人…要援護者となりうる人たちを真ん中に、人が人を支えあう地域づくりが必要です。豊中市 16 万 7 千世帯の 48%が生協の組合員です。生協といってもそれぞれが別の事業体で、組織理念も取扱商品も違いますが、どの生協も誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、子育て支援や高齢者福祉に取り組んでいます。地域で活動している団体と生協が、生協の事業や活動のインフラを利用して支えあいのネットワークをつくっていくことができれば、共助の輪は大きく広がるにちがいありません。

生協の活動を少し報告します。東日本大震災発生当日、全国の生協が加盟する日本生活協同組合連合会は対策本部を立ち上げ支援活動を開始し、5月までの2ヶ月間で配送トラック 530 台分以上の支援物資や燃料などを届けました。被災地の方々は全国から来た生協トラックに、元気づけられたといいます。私たちコープ自然派も仙台の友好生協に物資を運び、届けてもらうことができました。生鮮品の野菜や果物、アレルギー対応食品、石けん歯磨きなど、生産者から寄せられた物資を顔の見える関係の中で、ニーズに合わせて届けることができました。

被災地の生協は職員にも施設にも深刻な被害を受けながら全国の生協職員の応援を受けて、商品の供給を続け、組合員一人ひとりの安否確認を行いました。

生協の組合員は息の長い支援を続けるため被災各県の諸団体と連携しながら、様々なボランティア活動に取り組む一方、被災した生産者を支援する取り組みも進めています。

支援の取り組みは生協に限らず民間の企業でもそれぞれの得意分野で行なわれています。これら 民間企業と行政の協働の仕組みをつくることを急がなければなりません。

また被災地では、非正規雇用の女性から職を失うことが多いといえます。女性の雇用を守ることも企業の社会的責任のひとつであることも付け加えておきたいと思います。

(専務理事 鎌田妙子)



豊中版地域防災計画をひもといてみると…

男女共同参画社会をつくる豊中連絡会

2000(平成 12) 年 11 月にオープンした「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」。そして男女平等推進のためのいわば豊中における憲法である「男女共同参画推進条例」が制定されたのが2003(平成 15)年 10 月。私たちの会は、この間における様々な動きのなかから、「すてっぷ」の応援団として誕生しました。

結成して10年。まだまだ男女不平等がはびこっている今の世の中を、地域から変えるためにも連続学習会やつながりフェスタ実行委員会等の活動を続けてきました。今回の東日本大震災、そして先の見えない原発震災。暮らしを破壊された多くの人たちがいること、特に女性に被害が多いという事実を前に、何かしなければと、去年の7月には「震災と女性」をテーマにウィメンズネット・こうべの正井礼子さんをお呼びして学習会を開きました。

さて、男女平等の視点で「豊中市地域防災計画」をひもといてみますと、問題点が挙がってきます。1点目、この防災に関する政策・方針を決定する場である「防災会議」(委員 34 名)に女性委員がゼロであること。(2009・平成 21 年度も1名)。あらゆる政策・意思形成決定の場に、女性の参画を拡大していくことは、男女平等推進にとって欠かせないにもかかわらずです。

そして2点目。600ページにもわたる分厚い防災の指針書ですが、要援護者、病人への配慮の記述や要援護者安否確認マニュアルはあるものの、女性の視点にたった施策が必要といった文言は出てきません。まして女性の参画が欠かせないということも書かれていません。安否確認の場でも、避難所でも、仮設住宅でも、そして復興の過程にも、「男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮する」、その配慮が必要です。残念ながら「豊中市地域防災計画」にはいきわたっていないのです。

3点目。この「豊中市地域防災計画」には原発震災については、想定されていません。いのちと 人権を守り、持続可能な環境をつくる。そのためには将来にわたって不安を残す原発に頼っている ようでは、男女平等の社会は達成できません。

今、東京電力福島原発の放射能汚染が日本中、世界中にひろがっています。放射性物質とつきあっていかなければ生きていけない時代になってしまいました。短期的には、近畿圏にある原発事故を想定した避難計画づくりに早急に取り組み、中長期的には、脱原発への道筋を示すことこそが、防災計画に盛りこまれなければなりません。あのときから日本には核がなくなった、というきっかけにしなければ、今、フクシマを中心に日々、ヒバクのなかにいる人たちの被害はうかばれません。

防災というのは、一人ひとりのいのちを守るためにあるものです。決して、一丸となって国のために尽くし国を守るための「防衛」ではないはずです。よくいわれますが、小さいときからの、性別にかかわりなくあらゆる人の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会を、日頃から地域においてつくっていくこと、それが大事なのではないでしょうか。



防災会議の女性委員枠を増やす方向であること、計画内容の大幅見直しの予定もあるようですが、まずは、豊中市に住む女性、障害者、高齢者、外国人など、当事者に呼びかけて、その声を掘り起こし計画に盛り込んでいくことが一番のポイントです。この『とよなか女性防災ノート』の試みも一つの大きなきっかけになるものと思います。私たちも、これを機に、発言していきたいと考えます。 (坂本保子)

私たちの会が中心となって、2012 (平成 24) 年 1 月 22 日、400 名近くの市民参加のもと、ドキュメンタリー映画『ミツバチの羽音と地球の回転』上映会と講演会を、すてっぷホールにて開催しました



学校と力を合わせ子どもと一緒に防災を考える

豐中市 PTA 連合協議会母親委員会

豊中市 PTA 連合協議会は豊中市立幼稚園 (7 園)、小学校 (41 校)、中学校 (18 校)の PTA 会員で構成され、母親委員会は母親の役員で構成されています。教育問題を中心に学習会、見学会などを開催しています。防災については、現状は個別の取り組みとなっているので、今後、学校、地域、家庭と連携しながら進める課題の一つとしていきたいと思います。2011 (平成 23)年 11 月 10 日 (木) 開催の豊中市 PTA 連合協議会母親委員会にて出た意見をまとめました。

●幼稚園委員より

毎月、火災、地震、不審者を想定して避難訓練しています。訓練のあった日は、家庭で防災のことが話題になります。この訓練のおかげもあって、子どもたちの防災への関心は高いように思えます。月一回の教育が活きています。幼稚園は避難所になるので「高いところにモノを置かない、モノがあると受け入れのじゃまになるので整理する」と、先生方も日常的に気配りをしています。先生から保護者に常に「どうしたらよいか」と問いかけがあり、親の声を大事にしてもらっています。

昨年10月に実施された豊中市制75周年記念イベント『「救命力世界一」チャレンジ防災フェスタ』に、親子で参加しました。5,000人規模の救命講習のほか、地震や火災の体験コーナー、〇×クイズ大会などがあり、楽しみながら防災を考えることができました。このような講習会に親子で参加し、一緒に防災について考えていきたいと思います。

●小学校委員より

学校では避難訓練を年2、3回程度やっています。PTA 主催では、学校と連携して心肺蘇生の実習をしたり、学校の避難訓練に合わせて集団登校、下校をしています。豊中市の人権教育推進委員協議会から津波防災ステーション、阿倍野防災センターの見学に行きました。学校に子どもの身を護る防具を置いてもらいたいです。幼稚園のときは防災頭巾がありましたが、今は帽子もかぶっていません。「かぶりなさい」と言っても「みんながかぶっていないからイヤ」と言います。東京では全員が防災頭巾を持っていました。帽子一つで変わることもあるので、全員が帽子をかぶるようにしてもらいたいです。

校区それぞれ事情があります。マンションが多い北部ブロック新田校区は「人口が多く全員が学校へ避難できないように思います。広場も空地もなく行き場がない。避難場所の確認ができてない」という不安があります。南部ブロック庄内校区は「東南海・南海地震が起きたら川が氾濫し、避難所も浸水するかもしれません。ハザードマップはありますが、庄内には大丈夫という場所がありません。地域ごとに細かく避難場所を明記してもらう」ことを要望します。

●中学校委員より

避難訓練は年一回、地震と火災を想定して学校が実施します。体育館に避難する場合と、運動場に避難する場合があります。1、2年生を対象に防災セミナーがあり、保護者も参加しました。家庭にいるとき、学校にいるとき両方の話がありました。第二中学校では、PTA の保護者向けに防災講習会を実施し、活断層の場所、避難の仕方などを学びました。すべての家庭に呼びかけ 20 名程度の参加者がありました。第十五中学校では、集中豪雨があったとき排水口がつまって水があふれました。中学校は豪雨も含めた災害時の避難場所なので、定期的な点検と掃除が必要です。備蓄倉庫の定期的なチェックと掃除も必要です。

東日本大震災が起きて、阪神・淡路大震災から 16 年間、避難袋をチェックせずにいることを反省 しました。子どもたちとどこに集まるかという話もしました。「自分で生きていく力をつけるように」 と言っています。

災害に強いまちづくりをめざして



豊中市婦人団体連絡協議会

2011(平成23)年3月11日、未曾有の大震災が東日本を襲い多くの生命が失われ、またこの大地震とともに、福島原発事故が発生し、私どもはかつてない災害の大きさに衝撃を受けました。

豊中市も 1995 (平成 7)年1月、阪神・淡路大震災を経験し、全市あげて懸命に取り組み乗り越えてきましたが、今後を考えたとき、上町断層帯やいくつかの活断層もあり大きな災害に見まわれる可能性は大と思われます。

今回、「とよなか女性防災プロジェクト」検討委員会の一員に入れていただき、正井礼子氏、相川 康子氏、山﨑裕子氏、3人の方のお話をお聞きし、本当に目からウロコが落ち、私自身大きく意識 変革をし、しっかりした活動を展開したいと思いました。

私どもは、豊中市全地域にメンバーがおり阪神・淡路大震災の折には、各々の地域で安否確認をはじめ、炊き出し、物品提供、カンパ等の活動をさせていただきました。震災後は、まず我が家から見直すべきと、家の耐震診断、家財の固定化、防災袋をチェックする等、各自が取り組みました。また当協議会としては「防災セミナー」を連続して実施し防災意識の啓発に取り組んでいます。しかし今、地震がおきたらどれだけの人の命を守れるだろうかと考えると不安でいっぱいです。家庭、地域での防災対策及び防災活動が急がれます。

災害が発生したときに、被災を最小限にするためには家庭における日頃からのそなえが重要です。また、女性にとって実際に子育てや家事を担うことにより、女性、家庭や地域での防災対策が現実的なものとなります。防災研究会への女性の積極的な参加を努めるとともに、各団体などに対し防災に関する学習会を開催し、防災意識を高めることが重要です。行政としてハード面での整備等はもちろん、地域防災というか、自治会くらいの小さな単位での防災への啓発に取り組み、地域で減災できる、守りあえる、支えあえる地域づくりが急がれるのではないでしょうか。

具体的には、日常的に地域内の各団体、自治会をはじめ、公民分館、学校、社会福祉協議会、女性防火クラブや防災に関わる団体が、わが地域の現状を把握、認識し連携を密にしていくことが重要です。

不幸にして災害が起こった場合の取り組みはどうあるべきか?今回の検討会でも話題になりましたが、避難所運営のあり方についても考えなくてはなりません。男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮した運営を行い、避難所運営委員会には、男性と女性の運営委員を配置するなど、男女が支えあう体制づくりが必要です。

ともかく、我が地域で被害にあう人をださないとの強き思いで 地域力を高め活動に取り組み、安心、安全なまち、豊中市を つくっていきたいと考えます。

(会長 久山信子)

東日本大震災の義援金を豊中市をとおして 日本赤十字社に寄付しました 写真提供:豊中市広報広聴課



防災は日頃の心がけ

豊中女性防火クラブ連絡協議会

取り組みと現状

豊中女性防火クラブは、市内各小学校区ごとに結成され、現在 33 クラブ約 3400 人が、消防機関の指導のもと防火防災訓練や救命講習、講演会、施設見学等を実施、主に家庭内で発生する災害に対する予防と対応を目的として活動しています。また、地域の防災訓練や諸行事に積極的に参加して親睦をはかり、地域の皆さんと顔見知りになるようつとめています。このような地域に密着した活動こそ地域防災力向上の底力となると自負しています。東日本大震災以来地域や人と人とのつながりが重要視されていますが、これは女性防火クラブがこれまで培ってきた精神そのものであると考えます。

豊中市でも阪神・淡路大震災以来、地域防災の重要性が指摘され各地で自主防災組織の結成が進んでいますが、かなりの地域差があると思われます。活発なところでは、安否確認班、消火班等班つくりや避難訓練で、防火クラブ員が中心的役割を果たしています。一方クラブ員の高齢化も進み、活動内容も制限されていますが、家庭内でできることは年齢に関係なく積極的に実施していきたいと思います。

災害時の対応

- ・自分が生きること、家族や地域の人の安否確認 そのためには、住居内の整理整頓、家具の転倒防止対策、避難ルートの確保など
- 指示がなくても避難所に出向いてできることを手伝う。場合によっては中心的な働きもこなす 判断力と決断力

そのためには、日頃の災害にたいする学習と訓練

・身近にある物で安全で衛生的な生活をするための知恵と工夫 そのためには、サランラップとアルミホイルの活用(生活必需品の代用)

保存食のおいしい食べ方の工夫

調味料などストックの効く物は封を切ったら、次の物を購入しておく習慣を身に付ける 以上のように、明日災害が起こるとシミュレーションした日頃の心がけが何よりの防災対策であ ると考えます。

<提案>

避難所の位置を知らせる避難経路の案内板を電柱等に設置してもらいたいです。他所から出張や買い物に来て災害にあったとき案内板があれば迷わず避難所に行けます。できれば全国共通の案内板作成を豊中市から発信していきたいと考えます。

(会長 井関雅子)



豊中女性防火クラブの訓練



災害時における男女共同参画推進センターすてっぷの役割 ~女性のための「総合相談窓口」開設をとおして有機的、持続的な支援機関に~

財団法人とよなか男女共同参画推進財団

■はじめに

3月11日の東日本大震災後の支援では、なかなか男女共同参画の視点の支援が見えてこなかったことが問題視されました。このたびすてっぷでは、「とよなか女性防災プロジェクト」を開催し、阪神・淡路大震災を経験した豊中市が自治体としてその経験を踏まえ、防災に女性の視点を入れ、より確実な充実した支援をするために必要なことについて話し合う機会を得ました。

防災に女性の視点といわれながらも計画や実施に向けてどのように政策に反映していくか、ほとんど具体的になっていないことに改めて気づかされ、市の関係機関とともに構築していくことの重要性を再認識しました。

防災に女性の視点というと、女性だけを特別にするのかと考えられがちですがそうではなく、男女共同参画の視点で、避難所の運営や支援のありかた、見えにくい女性への暴力の問題への対策など、計画や立案の段階から具体的にかかわっていくことがセンターの役割であると認識しています。 その姿勢がいわゆる「災害時要援護者」と言われ支援のネットからこぼれていきがちな様々な立場の人たちをもサポートできるセーフティネットの入口になると考えます。

■災害時における男女共同参画推進センターのやるべきこと 女性のための「総合相談窓口」の開設

センターの建物が安全で使用可能であることが前提になりますが、震災に関するあらゆる相談の受け口として、「女性のための総合相談窓口」の開設をしたいと考えます。例えば「避難所に行けなくて困っている」「パートで来なくていいと言われた」「夫からの暴力がはじまった」「避難所で危険なことがあった」など、復旧につれて様々な問題や悩みが起きうることはすでに阪神・淡路大震災で経験しています。そのためにも特に災害時における女性が不安や混乱のなかで不当な扱いを受けないような相談体制を、できるだけ早く開設したいと思います。

またそういった状況を受けとめる総合相談窓口が開かれることは、女性だけでなく情報を求めて 混乱する市民の不安の軽減に役立ち、そこに入る様々な相談から、どんな支援をしていかなければ ならないかをリアルタイムで認識し、それを市の関係機関につなぐことで具体的な支援につなげる ことができます。

すてっぷではこれまでに常設相談室として相談体制が確立されており、市の関係機関のネットワークが機能しています。それを活用することで円滑に迅速な支援体制をつくれるのではと考えます。

情報の収集と情報のファイル化 発信・提供の確実なネットワークの起動

阪神・淡路大震災では、震災の状況が明らかになると、それに伴い、多くの支援の情報が寄せられました。それは物資の供給であったり、相談窓口の提供であったり様々な情報にあふれかえったといっても過言ではありません。テレビやラジオで流される『役に立つ情報』は、被災当事者にとってはなかなか正確に聞き取れないということも明らかになりました。聞きかじりの情報は新たな

不安をよび、それが新たに別の悩みをつくるという状況になりました。

日常業務の中で、情報ライブラリーでは情報の収集を業務の一つとして行っています。そのノウハウを活かして、いろんな機関やグループの出す情報を集約し、情報ファイルを作成することができます。その情報ファイルを日々更新しながら確かな情報提供に努められるよう相談に活かしたいと思います。

市民と行政をつなぐ、機関と機関をつなぐ、市民と市民をつなぐ

災害復旧、復興に向けて、あらゆるものを「結び、つなぎ、応援する」そんな場づくり、機会づくりを施設全体で積極的に進めていきたいと考えます。支援のニーズは、時間の経過とともに変化していきます。その変化を情報、相談と一体となった収集、発信をしているなかでつかみ、そこから「今、何が必要か」、を講座やイベントなど、すてっぷという「場」を利用してやれることを積極的に形にしていければと考えます。

■災害にそなえて「今」やっておくべきこと

官民一体となった復旧復興への支援体制づくりのコーディネート機関として

このたびのプロジェクトで、民間団体や、グループなど、行政が機能上できないところをカバーする民間団体のユニークな取り組みにもふれることができました。また関係各機関でもお互いに連携して支援に取り組めるような体制が見えてきました。各々の有機的な活動をより有効に活用できるようなコーディネート機関としての役割を担う、これは市民と行政をつなぐ中間支援組織であるすてっぷの役割と考えます。

豊中市防災会議のへの参画

すてっぷは男女共同参画推進の実践の拠点施設として、市が施策の場なら、それを実践する現場といえます。有事の際に公助を担う行政がより現場に近い認識の中で立案ができるように、その橋渡しとしての役割を果たすことはすてっぷの重要な役割の一つと位置づけられます。

防災について、また災害が起きた場合の支援の体制について、具体的、有機的に実行できるよう に豊中市防災会議の参画メンバーの一員なることの必要性をかみしめています。

おわりに

東日本大震災が起きた後、すてっぷでは遠隔地でできる支援として、全国シェルターネットが主催する「パープル・ホットライン」の協力機関として、大震災の被災地からの女性の相談窓口として電話相談を受けてきました。そこでも震災後の夫からの暴力や、たちまちに経済的にひっ迫する女性からの相談が寄せられました。

災害が起きたとき、まず命の安全を第一に考えなければなりません。そのための救命、またライフラインの復旧は公助です。しかしすぐにそれが実を結ばないとき、共助として、地域、近隣で何とかしなければなりません。その共助の前提に、自分は自分をどう守れるか、また自分の周辺で、自分は何ができるか、を考える自助があります。

このプロジェクトをきっかけに 行政と民間企業、地域グループなどなど、つなぐ機関としてのすてっぷの役割を明確にし、見失われがちな男女共同参画の視点で具体的な支援体制づくりを構築していきたいと考えます。

(相談主任 川畑真理子)

in Michael

支援団体、東日本大震災被災地からのメッセージ

in Michigan

財団法人とよなか男女共同参画推進財団は「男女共同参画社会」の実現をめざし 啓発講座、シンポジウム、情報発信、女性相談等を実施しています。

財団設立より11年間、活動をとおして多くの人たちと知り合うことができました。 そのなかに、高齢社会と女性、ひとり親家庭、女性への暴力、子どもへの暴力な ど、社会の抱える課題の解決へ向け活動されてきた団体があります。

厳しい状況におかれた人たちを支援してきた団体ならではの視点で、防災に関する活動、考え方を紹介していただきます。

また東日本大震災の被災地にある男女共同参画センターより、被災地における女性のおかれた状況、そのなかで果たすべき役割を報告していただきます。

またしんどいのは女性だけではない、「男」という役割を押し付けられた男性もまた同じ側面があるという視点も欠かすことはできません。

NPO 法人全国女性会館協議会は全国の女性センターを結ぶネットワーク組織として、全国の女性関連施設の災害支援活動を支援する事業を実施しています。

女性、男性がともに自らの個性と能力を発揮し、力をあわせてより良い社会を築いていく。

「男女共同参画社会」の実現と、防災力を高めていくことは通じるところが多いのだと感じています。

■原稿執筆

- ・NPO 法人高齢社会をよくする女性の会・大阪
- ・NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西
- ・NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク
- ・性暴力救援センター・大阪 (SACHICO)、ウィメンズセンター大阪
- 沼崎一郎 (東北大学大学院文学研究科教授)
- ・福島県男女共生センター
- ・もりおか女性センター(岩手県盛岡市)
- · NPO 法人全国女性会館協議会



私たちの活動からみえてきたこと(震災のとき)

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会・大阪 広報委員 山田芳子

私たちの会は1993(平成5)年に発会しました。準備期間をいれると20年近くになります。発会時、50~60歳代だった会員も老いています。「介護の社会化」は最初からの大きなテーマで、2000(平成 12)年に導入された介護保険制度は、その第一歩でした。その後「介護問題」「認知症」「シニアライフ・サポート」の各勉強会において熱心に研究活動が続けられています。

当初の頃より、会員年齢の高齢化がすすみ、シニアライフ・サポート倶楽部では、「いざ…なにごとか?」 が起きたときどうするか、という勉強を続けています。阪神・淡路大震災の折も、今回の東日本大震災でも、 被災死亡者における高齢者の占める割合、なかでも女性の占める率の高さには心が痛みます。

私は太平洋戦争の体験者であり、東京大空襲で焼夷弾の下を逃げ惑った世代です。もし、80歳を超えた 今の私でしたら逃げ延びることは不可能でしょう。あの頃、現在より高齢化率は低く、しかも空爆にそなえ高 齢者と子どもは都市部からは疎開していました。自然災害であれ、人為的なものであれ、不可抗力な災害 に対して、高齢者は身体的に全くの弱者であることは自明のことです。

高齢であることを理由に全面的に他者に依存して暮らすのではなく、最後まで自立し自尊した生き方で 人生を全うする志を持つこと。これを会の目標の一つに掲げています。しかし、そう願いつつもいつ不時の 災害にあうかもしれません。自分の思いを伝えることもできない状況のときどうするのか、その勉強の過程 で「パーソナルメモ」が誕生しました。形式は介護保険証(旧健康保険証)と同じ大きさです。

第1面に名前・生年月日・緊急連絡先等、第2面にかかりつけ医・各種保険証№・臓器提供等の有無、第3面には既往症・服用中の薬名・特記事項、第4面に「私の望むこと」として、延命治療・胃ろう・気管切開などへの対応、最後に自署と、家族の署名を書き出しています。赤い紐をつけバッグあるいは身に着けるなど携帯を欠かしません。本人に意識のない状態、あるいは言葉を出せない等の緊急時に他者に分かってもらう情報として役立ちます。

日常では、社会に迷惑をかけていないつもりでも、《災害時要援護者》という言葉にあらわれているように、 弱者としての高齢者は周囲の人々の手助けがなければ、逃げることもままなりません。災害時にかかわら ず、高齢期には他からの助けが必要です。

3月の震災後、私たちの会報では"いのち"を守るために「家のなかでの安全の確保」「避難への身支度と準備」などを取り上げて記事にしました。「非常持ち出し」を作る際にはまず体力にあった重さにすること、入れ歯、メガネ、補聴器等を忘れないことなど、高齢者として周囲に迷惑をかけない最低限の暮らしを見据えたものにすることを説いています。

今回の震災でも、救助後の措置に対し本人の情報があまりに少なく、適切な対応に欠けた面が指摘されました。未来を支えてくれる世代に対しても、先述した「メモ」は「私はこういう人ですよ」「私は自分の命をこう考えていますよ」という情報伝達は最低限の必要事項ではないかという思いが作成の根底にあります。

その他、心構えとして今日やることは今日中に済ませる。明日の確実性がないことは今や当然です。「明日ありと思う心のあだ桜 夜半に嵐の吹かぬものかは」"親鸞上人"の歌の心をかみしめて、朝、起きたら先ず身仕舞を整え、今日の予定を確認し、一日をしっかり生きる覚悟を持ちます。平凡な日常生活をゆとりを持ってしっかりと生きることが、異常事態をも乗り切れる鍵になると確信します。



ひとり親家族を包摂する防災対策とは?

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西 理事長 神原文子

社会的に排除されてきたひとり親家族

本稿では、ひとり親家族のなかの母子家族に焦点をあてた防災策を提案します。

シングルマザーの多くは、日常生活において様々な困難や悩みを抱えています。たとえば、①半数以上が非正規雇用であり、母子世帯の年収は全世帯の4割にも充たないこと②子育ての悩み、賃貸住宅の家賃の高さ、職場や地域における関係の悩みなどの複合的な生活困難を、ひとりで抱えていること③親族や近隣などで援助を頼める人がいるとは限らないこと、また④差別や偏見を受けることが少なくないこと、などです。にもかかわらず、わが国では、このような現状に対して、積極的な解決策が講じられないまま、なかば放置されています。シングルマザーと子どもたちが、「社会的に排除されている」といえます。

では、どのような解決策が必要でしょうか。

シングルマザーと子どもたちを包摂する社会の仕組み

シングルマザーと子どもたちに焦点をあてた防災策を講じる大前提は、社会的に排除されているシングルマザーと子どもたちが、「社会的に包摂される」仕組みを構築することです。具体的には、①健康で文化的な最低限の生活費の保障②必要な生活費を確保することと子育てを両立できること③必要な情報や人的サービスに容易にアクセスできること④多様な家族や多様な生き方に対する差別や偏見を撤廃する法整備、などです。

そのうえで、母子家族に焦点をあてた防災策の留意点を記します。

- ① 転居して間がないなど、地域とのつながりが希薄なシングルマザーと子どもたちのところに、防災に 関する情報が確実に届くようにして欲しい
- ② シングルマザーの多くは、日常的に仕事と子育てで非常に忙しく余裕もないことから、困ったことがあっても声を上げることができない場合が少なくない。地域の人々には、シングルマザーとも子どもたちとも、気軽に声をかけあえる関係づくりを期待したい
- ③ 行政の取り組みとして、地域のなかで助け合いネットワークを立ち上げ、そのなかに、ひとり親家族 を組み込んで欲しい

被災したシングルマザーと子どもたちへの支援策

被災者への支援策を検討するうえで、阪神・淡路大震災や東日本大震災で被災された女性たちから届けられた様々な思いを真摯に受け止め、必要な支援策を提案します。

- ① 被災したすべての女性たちのニーズ、すべての子どもたちのニーズに、ていねいに迅速に対応できる 体制を、平時から準備しておくことが必要だろう
- ② 平時でも様々な生活困難を抱えているシングルマザーが、災害時に避難するにしても、被災後に生活再建をはかるにしても、なしうる限界が極めて大きいという当事者の立場をふまえた防災対策を講じて欲しい。たとえば、親ひとりで、幼児ふたりを抱えてどのように避難するのか、生活資金が乏しく、住まいは倒壊し、職をなくしたシングルマザーが、いかに生活の立て直しをはかるのか、などなど
- ③ DV から離婚したシングルマザーと子どもたちが、避難所で元夫と出会うことがないように、また、新たな性暴力被害を受けることがないように、性暴力被害者の保護と性暴力の予防に配慮した支援策を期待したい
- ④ 災害によって、配偶者を亡くし、シングルマザーとなった女性と子どもたちに十分なサポートを期待したい
- ⑤ シングルマザー当事者への支援策とは別に、ひとり親家族の子どもたちに対するダイレクトな支援策 を講じて欲しい



「防災子ども会議」を小さなコミュニティで育ててみよう

NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク 代表 亀井明子

17 年前、私たちはこれまでに経験したことのない激しい揺れを経験しました。昨日まで朝がくれば寝床から起きだして顔を洗う、服を着替える、朝食をとる、こんな当たり前な生活が一瞬のうちに崩れました。それが阪神・淡路大震災でした。

『何をどうしていいのか、何をどうしてほしいのか、何をどうしなければならないのか…戸惑いのなかで何もない生活が強いられました。全くの他人の中にポツンと置かれた自分が情けなかった。しかし、情けないなんて言うことさえはばかられた』という、これは被災した女子高校生の話です。

女性や子どもがあのときどうして過ごしたのか、何が良くて何が悪かったのか。しっかりと振り返りができ たなかに女性や子どもを位置づけられたでしょうか。ドメスティック・バイオレンスや性被害に取り組むとき、 私たちは「当事者の声に耳を聴けよ」という言葉を使います。経験に裏打ちされた当事者がどのような支援 を必要としているか、あのとき被災した人々の中の誰の声に耳を傾けたかによって政策の打ち出し方は変 わるはずです。17年前の経験が活かされていないと分かったのは2004(平成16)年に次々起こった自然災 害でした。特に避難所ではプライバシーが守られず、男女が同じ場所で寝起きする、女性が更衣する場所 さえ保障されていませんでした。汚れた服装のまま毛布のなかで着替える苦痛。夜中にふと目覚めると全く 知らない男性が横に寝ていて、「どうして?」と思いながら「仕方がないことなんだ」と自分を納得させたり、 子どもが泣き出すと寒い夜空の下で子どもをあやす女性。障害のある子どもがいれば、迷惑をかけると車 で生活をしたり…。少し時間が経過すると学生のボランティアが現地に入りました。精力的に動く彼らのカ は尊いものでした。とりわけ高齢の一人住まいの女性にとっては震災後の瓦礫処理や家の中の片づけをし てくれる、その合間に話を聴いてくれるなど学生たちは数えきれないぐらいの力を発揮しました。子どもの勉 強をみてくれたり、絵本を読んでくれたり、狭いながらも避難所で遊んでくれる学生ボランティアは多くの子 どもたちに少しの日常を取り戻してくれました。ボランティア元年と言われた年でした。しかし、被災した子ど もたちとの関係づくりのなかで難しい問題が起きることもありました。そのために特に子どもに関わるボラン ティアは一定の研修を受けながらボランティアについて学んでおく必要があります。

被災地で性的な暴力を受けた子どもがいるということに多くの人は気づきませんでした。私は阪神・淡路大震災のとき、中学校の教員として被災地からの中学生を受け入れました。その関係で何人かの被災児童(中学生・高校生)から被害の話を聴いていました。しかし、彼らは「こんなときに自分がされたことなんていえなかったんだ」と言いました。女性が DV や性暴力被害に苦しんでいたと同じように、子どもも自分の被害に耐えていたことが分かりました。昨年の東日本大震災においても、ボランティアの力とともに、ことさらに日本人の冷静さと整然と援助を待つ姿勢がメディアにおいて絶賛されました。その報道は被害を受けている女性や子どもの口をさらに堅くさせてしまっています。「このような非常時に、こんなことぐらいで…」と、耐え忍ぶ生活が強いられました。

防災計画は被災住民のニーズに応えない形で今も進められています。当事者の話を聴いたとしても提言を求めても、それを実現していくにはどうしても政策決定の場に女性や子どもの視点が必要です。私たちの社会は「子どもが言っていること」として排除してはいないでしょうか。子どもだってしっかりと意見が言えたり、気持ちを言えたりする力をもっています。その力を育むのは大人の力量です。少なくとも小学生・中学生・高校生のメンバーで「防災子ども会議」のような集まりを小さなコミュニティごとにつくり、日常的・継続的に活動できるシステムづくりをするのが大人の役割だと思います。



当事者の視点に立つ支援を考える

性暴力救援センター・大阪(SACHICO)、ウィメンズセンター大阪 谷田寿美江

国連は、「女性に対する暴力を終わらせよう」キャンペーンを 2015 年まで続けています。勧告によると、「女性に対する暴力は差別の一形態であり、歴史的に不平等な男女間の権力関係の表れであり、女性の人権に対する侵害である」ということです。

レイプおよびその他の性暴力を含むジェンダーに基づく暴力は、女性の健康と生命そのものを脅かし、「わたしのからだはわたしのもの」という女性の性に対する自己決定権を侵害するものです。被害を受けた女性たちのその後の人生を生き抜くしんどさの現実を、それぞれの支援の現場で長く見続けてきたメンバーが集まり、当事者の視点、女性の視点に立った総合的な支援を、性暴力を受けた直後から開始できるようにと、1年の準備期間を経て、2010(平成22)年4月、性暴力救援センター・大阪(SACHICO)として国内で初めての活動を始めました。「点を線に」の始まりでした。国連の勧告では、女性20万人に1つのレイプクライシスセンターが必要であるといわれています。

この2年近くの活動から見えてきたことは、

- ① 社会的に認知されている以上の被害が 起こっていること…最近では、月 300 件 以上のホットラインへのコールがある
- ② 被害の実態が多岐にわたること… 10 代未満や 10 代の被害が多い、 アルコールや薬物等がからんだ被害 も多い、性虐待の加害者は実父・養父 等が多い、デート DV 被害も多い、など
- ③ 加害者が責任をとることが少ない… 責任をとらすための社会的な認識が 依然として欠如している(はびこるレイプ 神話や男性の性加害に寛容な社会の風潮)
- 女性の安全と医療支援ネッ 性暴力被害者 > 警察 SACHICO (阪南中央病院内) 24時間 支援員(24時間常駐とホットライン対応) 072-330-0799 産婦人科医師(女性医師で24時間対応) カウンセラー・弁護士・ケースワ 精神科医師 · 小児科医師 法医学者 大阪産婦人科医会 ウィメンズセンター大阪 法律事務所 その他の機関・団体・個人
- ④ 警察に被害届を出そうとしてもハードルが高い…事件性がないといって被害として認めてくれないことがよくある
- ⑤ 当事者が最初に相談した人が大きなカギを握る⇒回復への大きな一歩につながる、などです。

SACHICO で活動している約35名の支援員たちは、日々寄せられる相談に誠実に向き合う中で、性暴力は「①個人の問題だけではなく、社会の問題である②女性のリプロダクティブ ヘルス/ライツを奪う行為である③人間としての尊厳を奪い、踏みにじる行為である」ことを改めて学んでいます。

1995(平成7)年の阪神・淡路大震災や、今回の東日本大震災といった大きな災害が起こると、性暴力が、3倍の割合で増加したという報告(アメリカ)もあるので、災害時にそなえることは重要です。しかし、平時にこそ状況を改善し、性暴力をなくしていくために法律を含めた社会の体制を変えていく努力と、子どもの頃からの人権&性教育(わたしのからだはわたしのもの!少数者の意見の尊重!)こそ必要です。

ところで、ウィメンズセンター大阪の思春期相談には、からだと性に関する相談が被災地からも寄せられています。遠くから電話相談できるのはいいとは思いつつも、そばにいる大人に、子どもたちが遠慮して相談できない状況があるのではと心が痛みます。

災害と男性ジェンダー



東北大学大学院文学研究科教授 沼崎一郎

災害時に男性が直面する最大の問題は孤立です。特に、中高年の単身赴任男性は、職場以外に人的ネットワークを持たず、近隣との付き合いも薄いため、職場や家族との連絡が途絶えるとすぐに孤立してしまいます。また、外食が多く、食糧や飲料水の備蓄も少ないため、東日本大震災のように物流が途絶え、コンビニやスーパーが閉店してしまうと、生活困難に陥ります。同じ問題は、単身世帯の高齢男性にも当てはまります。高齢男性の場合は携帯電話やインターネットが使えないことも少なくないので、一層孤立度が高まる恐れがあります。こうした単身男性を孤立させず、コミュニティに統合していく施策が普段から求められます。

中高年男性が抱えるもうひとつの問題は、固定的な性別役割に囚われ、仕事はできても、家事はできないことが多いという点です。食料が入手できたとしても、調理できなければ困ってしまうでしょう。電気・ガスなどのライフラインが止まれば、電子レンジも使えず、インスタント食品を温めることもできません。東日本大震災では、津波で妻を失った高齢男性が生活困難に陥った例があります。避難所の集団生活では最低限のケアが受けられても、いずれは単身で世帯を持たなければなりません。そのとき、家事能力がないというのは致命的です。このような事態を未然に防止するために、男女共同参画事業を積極的に活用し、普段から男性の家事能力を育成しておく必要があります。

災害時には、職場の閉鎖や休業、失業によって、男性が突然職場を奪われることがあります。日常生活の大部分を仕事が占める男性の場合、仕事ができずに、避難所や仮設住宅に長時間滞在しなければならない状況は、多大のストレスとなります。飲酒量が増えるなどして、健康を害することもあります。避難所や仮設住宅では、ヨコの付き合いが重要になりますが、職場のタテ社会に生きる男性は、ヨコの付き合いが苦手なことが少なくありません。仕事以外の場で女性と接触したことがない男性は特に、女性とヨコの関係を築くのが下手です。こうした事態を防ぐためにも、日頃からの男女共同参画が重要となります。男女共同のコミュニティ活動や余暇活動に日常的に参加し、ジェンダーの壁を越えたヨコの付き合いに慣れておく必要があるのです。

老人や子どもとの付き合いも、働き盛りの男性は苦手なことが多いのではないでしょうか。しかし、避難所や仮設住宅では、老人や子どもとも頻繁に接触することになります。そのような環境に日頃から慣れていないと、やはりストレスがかかります。これもまた、コミュティ活動などをとおして、日頃から体験しておくことが重要です。

災害時、男性ジェンダーは「弱み」にもなります。特に、固定的な性別役割に囚われていると、いざというと きに困ります。日頃からの男女共同参画が、そんな男性を救います。



「女性専用スペース」の取り組みからみえた 男女共同参画センターの果たす役割

福島県男女共生センター 事業課 副主査 長沢涼子

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、ピーク時には 2,500 名もの方(主に富岡町、川内村)が生活していた県内最大規模の避難所「ビッグパレットふくしま」(郡山市)に、2011(平成 23)年4月「女性専用スペース」が誕生しました。

「着替える場所がない」「男性の目が気になる」などという避難所の女性たちの声をキャッチした、県庁避難所運営支援チームの責任者(男性)が場所を確保し、福島県男女共生センター(二本松市)がコーディネーターとなり、地元の女性団体や郡山市男女共同参画センターと連携・協働しながら①女性の安全と安心を守ること②女性同士の交流の場を提供すること、を目的に様々な活動を行いました。

県庁支援チームから協力要請があったのは、ちょうどセンターが被ばくスクリーニング&除染会場としての役割を終え、ようやく運営を再開し、これから何をすべきかと考え始めた時期でした。「女性専用スペースの運営支援」というのは、まさにセンターが果たすべき役割だと職員全員が認識し、即引き受ける事が決まりました。

すぐに下見と準備に取りかかったものの、誰も経験したことのない取り組みだったため、走りながら考えるという手探りでの活動が4月23日にスタートしました。何度も避難所に通いながら郡山市のセンターや女性団体に協力を呼びかけ、それに応じた3つの女性団体(郡山市婦人団体協議会、女性の自立を応援する会、しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島)による運営が始まったのが5月1日。同日、避難所では生活支援ボランティアセンター「おだがいさまセンター」が開所したことで多様な支援と取り組みが広がりました。

3団体が日替わりで当番となり、それぞれの得意分野や持ち味を活かしながら、手芸、相談、衣類・下着・防犯ブザーなどの物資提供などを行っていくうちに、女性専用スペースはいつしか避難生活を送る女性たちの癒しの場となっていきました。

当初、女性専用スペースを女性のための相談コーナーとしてはどうかという考えもありましたが、女性たちが求めているのは「女性同士で気兼ねなく話ができる場」で、「相談」の看板を掲げてしまったら周りの目が気になって利用しにくくなるだろうということに気付き、交流と癒しの場としました。実際に訪れる女性たちからは買い物・交通・病院などの地域情報が欲しいという声が多く聞かれました。また、DV被害者もいたし、家族に聞いてもらえない話をじっくり聞いてもらえてよかったと涙する女性もいました。

女性専用スペースは、女性自らが声をあげ、それを受けて行動する支援者がいたからこそ生まれた活動です。そしてその支援者には、女性だけでなく、例えば女性スタッフのサポート役などとして男性もなりうるのです。

この経験によって得た最大の成果は被災した女性のエンパワーメントはもとより、運営に関わった全てのスタッフに自信とやる気をもたらしたことです。さらに、センターが地域に必要とされているという存在意義や、男女共同参画の視点で行政・地域・市民をつなぐという使命を再確認できたことも大きな収穫となりました。



東日本大震災被災地における女性の現状と課題

もりおか女性センター センター長 田端八重子(岩手県盛岡市)

「被災する」ということ

発災時、「どこにいましたか」と問うと「スーパーにいました」「仕事中でした」などと答えが返ってきました。 そうです。そこには、一人ひとりの暮らしがありました。なんの不思議もなく日常が繰り返されていたはずで した。しかし、発災と同時に、日常が突然奪われ、暮らしがなくなるという体験をされました。買い物袋を提 げ、また職場から何一つも持たないまま、地元ではない避難所に避難するという、大きな余震が続く中、恐 怖と不安にさいなまれたという証言もありました。そして、想像もしていなかった長期の避難所暮らしが始ま りました。

日常に戻るために

被災された皆さんは、日常の生活から震災という非日常化した生活を強いられました。暮らしをもう一度 日常に戻さなければ、人の力は回復しません。人の力の回復は、復興へとつながります。小さな日常を一 つひとつ積み上げていくことが日常へ戻っていくことなのです。私たちは、個別の支援を実施しました。これ を「デリバリ―ケア」と名付けました。

避難所での性別役割分業

避難所生活にも慣れてきた頃に、避難所の運営者が「そろそろ、食べるものは自分たちでつくろう」と、言いました。思っていた通り、その役割は、女性たちに振り当てられました。瓦礫の処理に行く男性たちには、対価が支払われていました。しかし、女性たちは、1日3食、200 人~300 人分の食事の用意から衛生管理まで担当させられても、対価は全く支払われません。避難所での性別役割分業意識は、強化され、女性たちはケア役割へ引きずり戻されていったのです。

避難所での女性のストレス

避難所という非日常の環境に慣れるまでには、多くの葛藤とあきらめがありました。朝、目が覚めたら、全く知らない人が隣で寝ているので、仕切りを付けて欲しいと言っても「この非常時にわがままを言うな!」と一笑され、意見を聞いてもらえない状況が続きました。家族の会話が聞かれるなどプライバシーが守られません。避難所に居るということは、このようなことを受け入れなければならないということです。この状況を受け入れなければ、避難所を出るしかないのです。避難所を出たとしても身を寄せるところがなければ、それを受け入れて居続けるしかないということなのです。

もりおか女性センターの役割

センターでは、女子学生たちがボランティアとして現地に入って性被害を受けないためにチラシを作り、 各大学や避難所等に配布しました。

内閣府の委託事業を受け「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を実施しています。 事業内容は、県内限定のホットラインと現地面接会です。相談内容は、人間関係から法律・職場の問題ま で様々です。

また、厚生労働省が打ち出した「被災地緊急雇用創出事業」を受託し、被災地女性の経済的自立を図ることを目的に実施しています。被災地では、元の市街地が津波により全てが流されたところもあり、住民の生活が成り立たない状況です。まして、応急仮設住宅が点在する仮設に入居した高齢者や小さいお子さんのいる家族や障害者の方々は、毎日の生活の買い物ができないところもあります。そこで、生活必需品の買い物代行と合わせて安否確認をするという事業に取り組んでいます。この事業で雇用している女性たちには、地元で事業を起業して欲しいと願っています。働き盛り層の人口流出が大きな社会問題となっている地区では、女性たちの起業を促進し、女性たちの経済活動が大いに展開できるよう支援を続けています。

今後の課題

被災された方々の自立が何より重要です。私たちが実施している物資支援がその妨げとなってはならないと考えます。いつ、どう言う形でこの物資支援を終了していくか、それも大きな課題となっています。



中間組織としての支援活動 「東日本大震災女性センターネットワーク募金」事業

NPO 法人全国女性会館協議会 常任理事 青木玲子

2011(平成23)年3月11日の東日本大震災直後、地震や津波の被災地にある女性センターは、震災後ただちに被災した皆さんの支援活動を開始し、また全国に原発事故の影響で避難された福島県の皆さんを各地のセンターが支援しています。全国にある89の女性センターのネットワーク組織である全国女性会館協議会は、中間組織として「東日本大震災女性センターネットワーク募金」事業プロジェクトを立ち上げ、全国の女性関連施設の災害支援活動を支援する3つの事業を実施しました。

1 「東日本大震災女性センターネットワーク募金」の呼びかけ(2011.4~2011.9 終了)

日本全国各地、海外の皆様から、総額 3,755,279 円の支援がありました。

- 2 募金を女性センター被災者支援の事業に助成
 - 1) <緊急生活物資の提供>

岩手県の2つの女性センターが津波の被害にあい、家も失い避難所に避難している女性を訪問、必要な物資(下着、防犯ベル、お化粧品、ベビーバスなど)を届けました。

岩手県男女共同参画センター: 被災地訪問

もりおか女性センター: 緊急を要するデリバリー資金

2) く女性相談、フリーダイヤルの設置、相談員研修>

福島県、青森県の女性センターが、フリーダイヤルの設置をして女性相談のブースを設置。また避難所に女性の専用スペースを設置して、女性の着替えや授乳の場所として活用しました。また地元の女性団体が運営をサポートし、女性専用スペースの女性相談の研修も行いました。

福島男女共生センター/ 女性の自立を応援する会 : 避難所女性専用スペースにおける スタッフ研修、フリーダイヤルの設置

青森県男女共同参画センター:「ホッとルーム」の開設

3)〈福島から避難された方のネットワーク、レスパイトケア他〉

埼玉県の女性センターが、福島県から原発の事故の影響から避難された方の情報交換のためのネットワークをつくり、レスパイトケアなどの支援をしました。

埼玉県男女共同参画センター/with you さいたま さいがい・つながり cafe 実行委員会

4)〈講演会・シンポジウム、研修会の開催〉

大阪市、宮城県、東京の女性団体が、災害や災害の支援をジェンダー視点で考える講演会・シンポジウムを開催しました。

大阪市立男女共同参画センター中央館

「2012.3.11 に向けて~災害復興における男女共同参画センター」

公益財団法人日本女性学習財団 : 「災害・復興拠点としての女性センターを考える」 宮城県婦人会館 : 「災害・復興~女性の参画と視点を重視したネットワークづくりを」

5)<就労・企業支援>

東京・青森の女性センターが、災害地の女性の就労、また地域の農産物などの女性生産者の起業を支援しました。

大田区立男女平等推進センター

青森県男女共同参画センター : 被災地の生産者支援

- 3 「災害と女性センター」サイトの運営 http://j-kaikan.jp/help/
 - 1)女性センターの支援情報をホームページで発信しました。
 - 2)「東日本大震災に関連して活動に関するアンケート調査」

(全国女性会館協議会会員館対象)を実施、HP に公開しています。

is Misimus

今、豊中市で防災のためにできること、知っておくこと

im Michael

大災害を予測し、今できることをしておかなくてはなりません。

「自助=自分を救う」「共助=地域で助け合う」「公助=行政からの支援」この3つの力をそれぞれ強化し、連携していきます。

豊中市での取り組みを紹介し、市民一人ひとりが今できる防災対策を紹介します。「女性に配慮した避難所づくりのヒント」「防災Q&A」「豊中市の要援護者への取り組み」「とよなか女性防災キットの提案」「防災に役立つ書籍紹介」など豊中市の防災情報をまとめています。

災害は突然やってきます。

非常時には、普段できていることもおぼつかなくなります。

自宅で、家庭で、職場で、学校で、自分を守り、大切な人を守り、暮らしを守り、 まちを守るために、今、防災をはじめませんか。



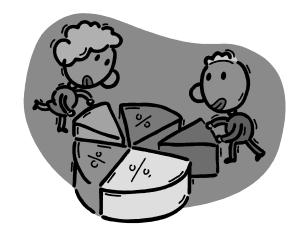
* 女性に配慮した避難所つくりのピント *

女性の視点がある避難所は、すべての人にやさしい避難所へとつながります

豊中市では保育所、幼稚園、学校、公民館、体育館などを災害時の避難施設(163 カ所)、一時避難施地(155 カ所)に指定しています(「わが家の防災マップ」(P. 48)参照)。避難所での女性への配慮は、日頃からの準備、心構えが大切です。「女性が運営委員に参加できる制度づくり」「女性に配慮した避難所マニュアルづくり」を進める必要があります。女性の視点が入った避難所づくりを実践できれば、高齢者、障害者、外国人、子ども…すべての人にとって配慮のある避難所にもつながります。

●避難所開設にあたって・・・

- ・女性、子ども、乳幼児、高齢者、障害者のいる家族等に応じてプライバシーを確保します。間仕 切りを入れたり、同じ状況にある家族がまとまることができる部屋を設けます
- ・女性専用の部屋、スペースを設けます
- ・男女別の更衣室、トイレ、洗面所をつくり、女性用品を設置します
- ・仮設トイレは、夜間も安心して行けるように照明、通路などを工夫します
- ・女性専用の洗濯物干し場を設置します
- 授乳スペースを設置します
- ・誰もが気軽に集えるコミュニケーションスペースを 設置します
- ・子どもが遊べる場を設置します
- ・女性、子ども、高齢者、障害者専用の情報コーナー、 相談コーナーを設置します



●避難所運営にあたって・・・

- ・避難所の運営責任者に女性を入れることで、女性の視点、ニーズを反映します
- ・「家事、介護、子育ては女性」と決めつけるのではなく、女性、男性の役割が偏らないように、作業を公正に分担し協力して進めます
- ・女性、男性どちらの視点も取り入れた誰もが参加しやすい催しや、語り合う機会を設けます
- ・困ったこと、悩みなどあれば気軽に相談できる雰囲気をつくります
- ・女性の医師、助産師、保健師、カウンセラーなど専門の相談員を配置します

●豊中市の避難所に備蓄されているもの・・・

水、食料、生活用品など基本的なものに加え、女性、高齢者、乳児などを対象に、高齢者食、粉 ミルク、哺乳瓶、紙おむつ(乳児用、大人用)、生理用品、などが備蓄されています【2012 年(平成 24)3月現在】。しかし数は限られているので、まず必要なものは自分で用意しておきましょう。

* 避難用品、備蓄用品をそろえよう

地震は突然やってきます。避難用品は避難所へ持っていくものです。世帯の状況に合わせて準備し、各自 が持ち運べるように防災用具をまとめておきましょう。家庭だけではなく職場用、携帯用なども準備しましょ う。備蓄用品は家庭でそなえておくものです。水、非常食、日用品など多めに準備しておきましょう。

- ●なるべく家にあるものを使ってつくってみる ●3日は自力で生きる
- ●あまり重くならないように、持ち出すものを厳選
- ●玄関のそばに置く
- ●賞味期限のあるものは袋の外にメモして交換する ●役立つ情報も入れる ロにチェックを入れよう

世帯	世帯別用品(まとめて家におく)	共通用品(まとめて家におく)		
妊婦のいる世帯	□母子手帳のコピー			
乳児のいる世帯	<非常食>□ミルク(キューブ型、使い捨て哺乳瓶、加熱機能付きなど) □離乳食(保存できるもの) <日用品>□紙おむつ □おしりふき	<非常食> □水 □保存食 <着衣> □衣類 □頭巾 □ヘルメット		
幼児、児童のいる世帯	□子どもが好きなお菓子 □おもちゃ	□カッパ □軍手 □マスク □スリッパ		
中学生以上 成人女性のいる世帯	□生理用品	<日用品>□タオル □ウエットティッシュ		
高齢者のいる世帯	□介護保険証のコピー □利用している介護サービスの 事業所連絡先 □かかりつけ医療機関の連絡先 □服用している薬の情報 □(普段使用している場合)紙お むつ、リハパンツ、入れ歯、メ ガネ、補聴器	□ トノィックュ □ トイレットペーパー □ ティッシュペーパー □ アルミブランケット □ レジャーシート □ 広磨きセット □ □ 石鹸 □ ドライシャンプー □ □ 同一 □ で対 □ 懐中電灯、ライト □ 電池 □ サランラップ □ フォーク		
障害者のいる世帯	□障害者手帳のコピー □障害者福祉サービスの受給者 証コピー □利用している障害福祉サービ スの事業所連絡先 □かかりつけ医療機関の連絡先 □服用している薬の情報	□紙皿、紙コップ □万能ナイフ □ロープ □ビニール袋 □ポリタンク □傘 □ライター、マッチ □ホイッスル □救急セット □カイロ □常用している薬 □携帯トイレ □現金		
外国人のいる世帯	□外国人登録証(2012年・平成 24年7月より在留カード) □パスポート □自国の連絡先 □辞書 □非常食(宗教によって食べも のが限定される場合)	<個人情報>データと紙で記録 □健康保険証 □金融機関口座 □年金手帳 □雇用保険証 □免許証 □非常時の連絡先		

その他あったらいいもの

携帯コンロ、毛布、簡易トイレ、ビデ、モバイル用充電器、ガムテープ、写真(家族、親しい人など 見て元気になれるもの)、手鏡、大判の風呂敷

日常生活にあわせた「とよなか女性防災キット」の提案

地震はいつどこで起こるかわかりません。自宅なら、職場なら、外出先なら…。日常の自分の 行動をイメージして防災用品もそろえましょう。自宅だけではなく、職場、学校等におくキット、 常に携帯するキットを準備しましょう。



*災害にそなえ、今、できることQ&A in とよなか *

●女性

Q. 大阪市内で働いています。災害時帰宅困難者になったらどうしたらいいでしょうか。

A. いつどこで災害にあうか誰にもわからない以上、日常の行動のなかで考えておくことが大切ですよね。まずは常時携帯できるミニ防災グッズはありますか?この冊子も参考にしてください (P. 42 参照)。最低限必要なものは共通ですが、大切なのは自分にとってはという「自分」の部分です。平時のうちに、そういった視点を持ち楽しみながらグッズづくりをしてみましょう。また会社からの帰り道などであれば、コンビニや外食事業者が災害時帰宅ステーションとして、徒歩帰宅者のために「水道水」「トイレ」「道路情報」などの提供をしています。いずれにし

てもその時危険から身を守ることを念頭に置いて一人ではない行動を心 **★**がけ、必要なら無理して帰らないで一時避難をするという決断も大事です。

Q. もしかのとき私は避難所に行かない(行けない)かも。自宅にとどまる 場合のアドバイスをお願いします。

A. そうですね、必ずしも避難所にという選択ばかりではないかもしれません。最低限3日間しのげたら、次の手立てを考えることができるといわれています。まず自宅での食料や備蓄を考えましょう。また自宅は何とか壊れなかったという場合でも、トイレが流れなくなったり、ガスや電気などのライフラインが止まってしまうことが予測できます。平時の今、緊急のそなえを考えましょう。阪神・淡路大震災のときを思い出してみると、震災が起きたときガラスの破片で家の中でも歩けなかった、あるいはけがをしたという人が大勢います。そう考えると、普段から靴は寝ているところのそばにおくなど案外大切かもしれません。いざとなったら何がどこにあるかわからなくなってしまうもの。そういう意味でも避難グッズとしてまとまったものをつくっておくと安心です。

Q. 阪神・淡路大震災や東日本大震災で被災した女性たちが実際に困ったことを知っておきたいです。

A. 東日本大震災を経験して、いろんな情報がまとめられています。女性の視点で震災が見直されていることを是非活かしていきたいものです。女性を視点にした情報は、まずはとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの情報ライブラリーで見ることができます。また、ホームページが見られる環境があれば「女性、震災」で検索してみると阪神・淡路大震災や東日本大震災で活動している女性団体がいろいろな有益な情報を提供してくれています。時間があるときに少しずつ関心を持って取り組んでみましょう。この冊子にも参考になると資料を掲載しています(P.52、53 参照)。

●子育て

Q. 子どもに防災について知ってもらうためには、どうしたらいいでしょうか。

A. 子どもたちに防災への興味をもってもらい、防災について一緒に考えましょう。阿倍野防災センター(大阪市)、人と防災未来センター(神戸市)などの防災施設を見学。ホームページのなかにも子ども向けの防災情報(「消防防災博物館」「子どものための防災マップ(福岡県消防防災課)」など)があり、楽しみながら学べます。防災に関連した絵本の読み聞かせ、キャンプのなかで避難所について考える、子ども会の行事を活用するなど、日常の遊び、学びのなかに防災を取り入れてみましょう。

Q. 親として子どもを守るための防災を学びたいです。

A.「いざというとき家族を守る!ママのための防災ハンドブック(Gakken発行)」「地震からわが子を守る防災の本(リベルタ出版発行)」などの書籍があります。豊中市内の図書館にも防災に関する書籍、映像、行政資料などがあるので利用しましょう(P.52 参照)。



Q. 家族で決めておくべきことは、なんですか。

A. 防災について家族で話し合っておくことはいいことですね。家族全員がそろっているときに災害が起きるとは限りません。まずそれぞれが別の場所にいるときの最終的に落ち合う場所などはどうするか、どんな形で連絡をとりあうかなどが大事なことになります。他にも「学校にいたら」「子どもが家で一人なら」「会社にいたら」「ペットは」「早朝、昼、夜、深夜に地震が起こったら」などなど想定できることを具体化して話し合って家族での合意をつくっておくことが大切になります。

Q. 豊中市の保育所、幼稚園、学校での防災教育、避難訓練はどうなっていますか。

A. 豊中市の幼稚園、保育所は「火災、地震、不審者」を想定して毎月一回定期的に避難訓練を実施しています。小学校、中学校は、学校ごとに学校安全計画を策定し、年間で不審者対応の防犯訓練や火災、地震時の避難訓練、集団下校などを実施しています。

Q. 子どもが小さいので不安です。ふだんどんなことに気をつけておけばいいでしょうか。

A. 地域の保育所、幼稚園、子育て支援センターほっぺなどで、子育てに関する相談を行っています。 また親子の地域交流が開催され、親同士の関係づくり、情報交換の場にもなっています。近所の人 たちとのつながりをつくるために、自治会や自主防災組織など地域活動に参加してみるのもいいで しょう。

●高齢の方

Q. 一人暮らしです。災害時に役立つ人間関係をつくりたいのですが。

A. 介護予防や総合相談など、高齢者や家族への身近な相談場所として地域包括支援センターがあり、校区で割り当てられています。地域包括支援センターには、保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置され、様々な制度やサービスの相談に応じています。問い合わせは、豊中市高齢者支援課へ(TEL.06-6858-2

ービスの相談に応じています。問い合わせは、豊中市高齢者支援課へ(TEL.06-6858-2235)。災害安 否確認制度、災害時要援護者への一声訪問事業などもあるので、活用してください(P.50 参照)。

Q. 家の耐震補強や、家の中の家具や電化製品の固定をしたくても体力、資金などの関係でできません。

A. 豊中市では「新耐震基準」以前の耐震基準で設計された建築物の耐震診断費用の一部を補助する制度があります。また木造住宅の耐震改修を進めるための補助制度があります。問い合わせは、豊中市都市計画推進部建築審査課へ(TEL. 06-6858-2422)。家具の固定等については、NPO 法人ユニバーサルデザイン推進協会(ゆにばっぷ、TEL. 0120-294-279) などへ相談することができます。

Q. 薬の管理など医療面が心配です。

A. ひとり暮らしの高齢者対象に救急医療情報キット(プラスチックケースに緊急連絡先や医療情報を記入した用紙を入れ冷蔵庫に保管する)を配付しました。障害福祉の災害時安否確認事業の対象者に同じようなキットを 2012(平成 24)年から配付しています(P. 17 参照)。

●障害のある方

- Q. 防災をはじめ生活全般について相談できる相手が欲しいのですが。
- **A.** 行政機関、障害者相談支援事業所、医療機関など、普段からつながりをつくり、緊急時についての相談をしておきます。障害者の当事者団体や家族会などからも情報を得るようにしましょう。
- Q. 災害にそなえて、今できることはなんでしょうか。
- A. 災害時安否確認事業への登録(P. 50 参照)、避難所・避難ルート・避難手段の確認、専門職と家族の役割分担、支援者の確保と連絡先確認など。できるだけ複数のパターンを想定しておきましょう。
- Q. 持ちだすものの準備はどうしたらいいでしょうか。
- A. 基本的な避難用品に加え、服用中の薬、使用中の医療機器、 福祉機器などを持ち出せるようにまとめておきましょう(P. 42 参照)。



●外国人の方

Q. 豊中市では、外国人の方に対してどんな支援がありますか

A. 豊中市「外国人向け市政案内・相談窓口」(TEL. 06-6858-2730)では、英語または中国語の話せる相談員が市役所での諸手続きの通訳、補助、また多言語での情報提供をしています。「とよなか生活ガイドブック」で、生活に役立つ情報と共に緊急時・災害時の対応および避難施設情報を提供しています。

とよなか国際交流センター(TEL.06-6843-4343、P.23 参照)では、多言語(英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語)による相談サービス事業として専門のカウンセラーが相談を受けています。在留資格などに関する相談は行政書士が定期的に受けます。日本語をとおして地域とつながりをつくる、子育てなどの情報提供、仕事のための技術や資格取得等の支援をしています。子ども向けに母語や母文化を学び交流する場、学習支援、日本語教室などもあります。

Q. 災害時に役立つ外国語の情報はありますか。

A. 財団法人自治体国際化協会(CLAIR/クレア)では、地域国際化協会、自治体などによる外国人への円滑な情報提供を支援するために、ホームページに「災害時多言語支援センター設置運営マニュアル」の作成、「災害時多言語情報作成ツール」の提供など情報を掲載しています。

また東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターでは、災害時にホームページを使い多言語で情報を提供します。

Q. 災害時の自国への連絡方法を知っておきたいのですが。

A. 自国の大使館、領事館の場所、連絡先を把握しておきます。あらかじめ緊急時の自国連絡先を決めておき、インターネット等を使って自分の安否情報を発信します。

●雇用

Q. 解雇、失業など災害時に起きる雇用問題を知っておきたいです。

A. 阪神・淡路大震災のとき多くの職場がつぶれ自宅待機となった人々から雇用の不安で相談があふれかえったと聞いています。多くは、雇用契約が交わされていないパートタイムの人からの相談でした。どんな形の就労にせよ、まずは雇用条件などの契約書が交わされている必要があります。有事が起きたときにまずはこういった契約に基づいて制度や措置が進んでいきます。そのためにも自分の契約について最低限把握しておく必要があります。もし雇用に関するものをもらっていないなら、まずそれを会社からもらっておきましょう。雇用する側も、あとあと様々なトラブルにならないためにも、雇用に関する契約書は書面で交わしておくことが大事だと思います。

●地域

Q. うちの地域で防災訓練や講習会を開催したいのですが。

A. 防災訓練は、自主防災組織をはじめ、地域の各団体により随時行われています。

<防災訓練>避難誘導訓練、情報伝達訓練、様々なメニューを 組み合わせた総合防災訓練など。

<防災講習会>防災に関する講演、消火訓練・応急救護講習の実習など。 防災訓練や講習会の内容についての事前相談や、当日の職員派遣も行っ ています。問い合わせは、豊中市危機管理室へ(TEL.06-6858-2683)。

Q. 応急手当の基本を知りたいです。

A. 豊中市消防本部が豊中市内の消防署、図書館、公民館などで、 心肺蘇生法及び出血時の止血方法の応急手当を学べる講習会を実施 しています(P. 49 参照)。また「予防救急に関する出前講座」として、 子ども、高齢者の救急事故を未然に防止するための講座も実施しています。



Q. 避難所の場所を知りたいです。

A. 豊中市では、学校、公民館、体育館などの施設を避難施設(163 カ所)、一時避難地(155 カ所)に 指定しています。「わが家の防災マップ」(P. 48 参照)や豊中市のホームページで確認しましょう。

Q. 企業として災害時に行政と連携するには、どうしたらいいでしょうか。

A. 地域を構成する一員として住民と企業が日頃から連携し、合同で防災訓練を実施したり、災害時の取り決めなどを行っているところもあります。また豊中市としては、災害時における道路などの応急対策や物資供給、要援護者の受入等、様々な分野での協定を企業・団体等と締結し、災害時の連携をスムーズにするための取り組みを行っています。問い合わせは、豊中市危機管理室へ(TEL.06-6858-2683)。

大規模災害発生時に事業所周辺地域において、消火・救助活動を自主的に行っていただく「消防防災協力事業所」登録制度(P.16 参照)もあります。問い合わせは、豊中市消防本部予防課へ (TEL.06-6846-8449)。

Q. 大切なものの番号(健康保険証、介護保険証、障害者手帳、パスポート、外国人登録証、雇用保険証、 年金手帳、免許証、通帳等)はどのように管理しますか。

A. 停電にそなえパソコンのデータだけではなく紙での記録もとっておきます。デジタルとアナログ両方で記録します。記録は避難用品に入れておきましょう。

Q. 大きな災害が発生したとき遠方にいる家族、知り合いに連絡をとる方法を知りたいです。

A. 個人の安否確認手段として緊急時に NTT が「災害用伝言ダイヤル 171」を運用します。171 にダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音や再生をします。

Q. ボランティアに参加したり、東日本大震災で避難して来た人を支援したいです。

A. ボランティア活動に関する理解と関心を深めてもらい、組織的なボランティア活動の実践と育成を行い、社会福祉の増進を図ることを目的に、豊中市社会福祉協議会が様々な情報、サービスを提供しています。東日本大震災を支援する復興支援バザー、救援物資の提供などを行ってきましたが、ボランティアに求められる支援は状況に応じて変わりますのでご相談ください(TEL.06-6848-1279)。

豊中市のボランティア キャラクター ぼらんちゃん

* 豊中市の防災への取り組み *

災害時の行政からの支援=「公助」、地域で互いに助け合う=「共助」、自分で自分を守る=「自助」。「公助」「共助」「自助」、それぞれを連携させ豊中市全体の防災力を高めていくことが大切です。市民一人ひとりが自分でできる「自助」をかため、「共助」「公助」へとつなげていきましょう。

<豊中市危機管理室より>

1、パンフレット、ホームページによる情報提供 「情報を活用しよう」

災害へのそなえを呼びかけるために「わが家の防災マップ」を配布しています。豊中市域に想定される地震とそれに伴う被害予想を明らかにし、地震が発生した場合どのように行動するかをまとめた冊子です。また浸水や大雨による災害対策として「洪水ハザードマップ」も配布しています。豊中市ホームページ危機管理室のページには豊中市の防災対策を掲載しています。

- ●「わが家の防災マップ」「洪水ハザードマップ」 →豊中市危機管理室で配布(TEL.06-6858-2683)
- ●豊中市ホームページ 豊中市危機管理室で検索



「わが家の防災マップ」

2、自主防災の呼びかけと支援 「地域で取り組もう」

一人ひとりが「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識を持ち、地域の人と力を合わせ被害を最小限におさえることが大切です。豊中市では「出前講座」などによって防災の知識の普及を図り、地域の自主防災活動を支援しています(P.15参照)。

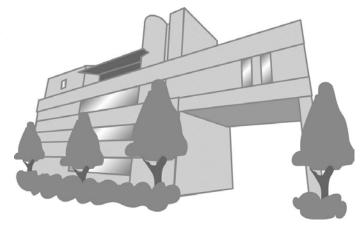
地域での取り組み・・・自主防災組織をつくり継続する、防災訓練をする、防災知識を深める行事の実施、防災機材をそろえる、他地域と連携するなど

●豊中市危機管理室へ問い合わせ(TEL.06-6858-2683)、ホームページ参照

3、市有施設耐震性能公表 「私がよく使う施設はどうだろう」

豊中市では、市が所有する建築物の用途により 災害時に果たす機能や耐震性能等を踏まえて総合 的に整理し、計画的に耐震化を推進しています。 市の施設の耐震化の状況は、下記で確認できます。

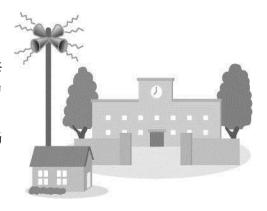
- ●豊中市総務部情報公開課で閲覧 (TEL. 06-6858-2653)
- ●豊中市ホームページ 豊中市有施設耐震性能公表で検索



4、災害情報の伝達 「**災害情報をしっかりキャッチする**」

(1)緊急情報をサイレンと音声で伝達

災害時の避難勧告などの防災情報をスピーディに的確に提供するため、2010(平成22)年4月より同報通信システムを豊中市全域で運用しています。市役所に親局、消防本部に補助局、地域の市立小学校(41校)及び広域避難地(2カ所)に子局を設置し、サイレンと音声放送によって情報を伝達します。



(2)防災情報を携帯メールへ発信

①おおさか防災ネットに登録

気象情報や豊中市からの情報(避難勧告等の防災に関する緊急情報など)を受け取ることができます。携帯電話で空メールを送り登録します。

●おおさか防災ネット おおさか防災情報メールで検索 touroku@osaka-bousai.net

②緊急速報メール

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクの携帯電話に、災害、避難情報を一斉送信します。事前登録は不要で、情報配信時に豊中市内にいる携帯利用者は自動的に受信します。

(3)緊急地震速報

最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)が予測される地域の名前を、揺れが来る前にテレビやラジオなどを通じて知らせます。

- ●豊中市危機管理室へ問い合わせ(TEL.06-6858-2683)
- ●豊中市ホームページ 豊中市避難勧告 豊中市緊急地震速報で検索

5、地域防災計画 「**豊中市地域防災計画を読んでみよう**」

国の災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に豊中市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、行政関係機関が担う業務、また市民の役割を定めています。要援護者等への配慮、支援についても記されています。『豊中市地域防災計画』2009(平成21)年度版、は下記で閲覧できます。また豊中市防災会議は、災害対策基本法に基づき設置された機関で、市長が会長となり、国、大阪府、豊中市の行政機関、公共交通機関、民間企業の参加により継続的に開催されています。

- ●豊中市危機管理室(TEL. 06-6858-2683)、豊中市総務部情報公開課で閲覧(TEL. 06-6858-2653)
- ●豊中市ホームページ 豊中市地域防災計画で検索

<豊中市消防本部>

6、救命講習 「応急手当を知りましょう」

豊中市内の消防署、図書館、公民館などで救命の定期講習を実施しています。「心肺蘇生法及び出血時の止血法の応急手当ができる。自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる」ことを目標に実施しています。

- ●豊中市消防本部へ問い合わせ(TEL. 06-6853-2345)
- ●豊中市消防本部ホームページ 豊中市消防本部救命講習で検索

* 豊中市の災害時要援護者関連事業 *

事業名称	事業の概要	問い合わせ先
災害支援ネットワーク	ボランティアグループ、企業、各種団体	豊中市社会福祉協議会
の育成	が協力して災害支援ネットワークを結	
	成し、災害時における市民の協力体制を	
	整備します。	
	○緊急時にそなえた登録・活動システム	
	○核となるボランティアの確保	
	○災害支援ボランティアマニュアルの	
	作成、震災の教訓を風化させない啓発活	
	動	
災害時要援護者への	地域に密着した消防防災業務として災	豊中市消防本部警防課
一声訪問事業	害時要援護者を対象に定期に一声訪問	
	を実施し、災害時に活用するための実態	
	把握を行うことにより、災害時における	
	救護等の迅速な対応を強化します。	
災害時要援護者安否	あらかじめ登録を希望する要援護者に	豊中市危機管理室
確認事業	ついて安否確認対象者リストを作成し、	豊中市高齢者支援課
	災害時にはそのリストに基づいて、校区	豊中市障害福祉課
	福祉委員や民生・児童委員協議会が要援	豊中市地域福祉室
	護者の安否を確認し、この情報をもとに	
	市等が適切な支援を講じられるように	
	します。→定期的に図上・実地訓練を実	
	施します。事業対象者の拡大に努めま	
	す。	
緊急通報システムの	一人暮らしの要援護者が、急病などによ	豊中市高齢者支援課
充実	り救急車の要請が必要なとき、緊急ボタ	豊中市障害福祉課
	ンを押すことで消防本部に通報し、対応	
	を受ける緊急通報システム「ホットライ	
	ンきずな」を運用し、緊急時の支援体制	
	の充実を図ります。→様々な状況での通	
	報を可能にするため、指令システムの更	
	新にあわせ、屋外における通報にも対応	
	できる電子メールによる通報システム	
ED 6 -1	の構築について検討します。	His I I and the least I am
緊急時手話通訳者派	聴覚障害者またはその家族が病気等に	豊中市障害福祉課
遣事業	より救急車の出動を要請する緊急時に、	
	医療機関等との意思疎通を円滑にする	
	ため、手話通訳者の派遣を行います。	

 災害時要援護者安否 安否システムが災害时においてより実施院との統合 施規について検討 からに機能するよう、他の制度との統合 的活用法や、地域ネットワークの形成・連携のあり方について検討します。災害時要援護者安不確認事業協力機関と自主防災組織等の合同による災害支援訓練の実施に努めます。 福祉避難所の体制充 災害時に要援護者の避難所と位置づけられる福祉避難所を、市内の福祉関係施設を保有する民間事業所等の協力も得ながら確保します。また、災害時に福祉避難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。額私避難所は公共施設20カ所、民間施設37カ所を指定しています(2010、平成22年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害時における福祉 災害発生時における相談体制を迅速に 要中市危機管理室 関連が入れてによるといるといます。2000、平成22年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への認力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害発生時における相談体制を迅速に 要中市危機管理室 を発しているといるといると変めます。 「放発拠点をなる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害協力の計算など。 と念対策を円滑に実施するため、防災拠点施設を優先して耐震診断を実施しまする必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施しまする必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。一种審書者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。一种審書者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。地域の生、治療診断を実施します。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライフセーフティーネットを推進します。 			
連携について検討	災害時要援護者安否	安否システムが災害時においてより実	豊中市危機管理室
 連携のあり方について検討します。災害時要援護者安否確認事業協力機関と自主防災組織等の合同による災害支援訓練の実施に努めます。 福祉避難所の体制充実 に変します。とのこれの福祉関係施設を保有する民間事業所等の協力も得ながら確保します。また、災害時に福祉選単中市地域福祉室難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所として特化された機能が十分発揮できる体制がくりを行います。福祉避難所は公共施設20カ所、民間施設37カ所を指定しています(2010、平成22年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害時における福祉災害が発生した過切な支援を図ります。一二次避難所への誘導など。切ります。一二次避難所への誘導など。切ります。一二次避難所への誘導など。物質が関係といるというが変を開発を開発した。以害が必要があり、その耐震な修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。一障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソーク策保険制度の生活関域(7圏域)ごとに2名ずの配置されています。地域の生活関域(7圏域)ごとに2名ずの配置されています。地域の生活関域(7圏域)に2と 豊中市社会福祉協議会をの収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ 	確認事業と各制度の	効的に機能するよう、他の制度との統合	豊中市高齢者支援課
時要援護者安否確認事業協力機関と自主防災組織等の合同による災害支援訓練の実施に努めます。 福祉避難所の体制充 災害時に要接護者の避難所と位置づけられる福祉避難所を、市内の福祉関係施設を保有する民間事業所等の協力も得なが。確保します。また、災害時に福祉避難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所としてもいます(2010、平成22年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害時における福祉 税業のの場所に応じた適切な支援を図ります。一二次避難所への誘導など。 回相談等 図ります。一二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害施設の耐震診断・改修整備の推進 点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。一障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)配置 事業 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごとに2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	連携について検討	的活用法や、地域ネットワークの形成・	豊中市障害福祉課
主防災組織等の合同による災害支援訓練の実施に努めます。 福祉避難所の体制充		連携のあり方について検討します。災害	豊中市地域福祉室
福祉避難所の体制充 災害時に要接護者の避難所と位置づけられる福祉避難所を、市内の福祉関係施設を保有する民間事業所等の協力も得ながら確保します。また、災害時に福祉避難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所と位といます(2010、平成22年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 要中市危機管理室 整え、個々の事情に応じた適切な支援を固相談等 区別ます。一二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共施設の耐震診断・改修整備の推進 点となる公共施設等の耐震性が確保と変があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。一章害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 の、28年後に28年の人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ サーがは機管理室 との連携による CSW を中心としたライ サーが社会福祉協議会		時要援護者安否確認事業協力機関と自	
 福祉避難所の体制充 実		主防災組織等の合同による災害支援訓	
まります。 一二次避難所で、市内の福祉関係施設を保有する民間事業所等の協力も得ながら確保します。また、災害時に福祉避難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所は公共施設 20 カ所、民間施設 37 カ所を指定しています (2010、平成 22 年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 要中市危機管理室を自相談等の設置・巡回相談等 図ります。一二次避難所への誘導など。 要中市危機管理室を自相談等 応急対策を円滑に束にた適切な支援を図ります。一二次避難所への誘導など。 の変に となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。一時害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 でき者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 でき者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 でき者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 できる必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ		練の実施に努めます。	
設を保有する民間事業所等の協力も得ながら確保します。また、災害時に福祉 避難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所として物化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所としています(2010、平成 22 年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 アル作成などに努めます。 変素生時における相談体制を迅速に整え、個々の事情に応じた適切な支援を図ります。 一二次避難所への誘導など。 図ります。 一二次避難所への誘導など。 図ります。 一二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。 そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。 →障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 一位等者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 一位等者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 世事者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	福祉避難所の体制充	災害時に要援護者の避難所と位置づけ	豊中市危機管理室
ながら確保します。また、災害時に福祉 避難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所は公共施設 20 カ所、民間施設 37 カ所を指定しています (2010、平成 22 年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害時における福祉 災害発生時における相談体制を迅速に整え、個々の事情に応じた適切な支援を図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害施設の耐震診断・改応会対策を円滑に実施するため、防災拠点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソーケ)・マルワーカー)配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	実	られる福祉避難所を、市内の福祉関係施	豊中市高齢者支援課
避難所として特化された機能が十分発揮できる体制づくりを行います。福祉避難所は公共施設 20 カ所、民間施設 37 カ所を指定しています(2010、平成 22 年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害時における福祉 災害発生時における相談体制を迅速に整え、個々の事情に応じた適切な支援を図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害施設の耐震診断・改格登別では実施するため、防災拠点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソーク・放保険制度の生活圏域(7圏域)ごとに2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ		設を保有する民間事業所等の協力も得	豊中市障害福祉課
揮できる体制づくりを行います。福祉避難所は公共施設 20 カ所、民間施設 37 カ 所を指定しています (2010、平成 22 年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害時における福祉 投害発生時における相談体制を迅速に 整え、個々の事情に応じた適切な支援を 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害 虚急 か策を円滑に実施するため、防災拠点となる公共 応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー ク・護保険制度の生活圏域(7圏域)ごとに2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ		ながら確保します。また、災害時に福祉	豊中市地域福祉室
難所は公共施設 20 カ所、民間施設 37 カ 所を指定しています (2010、平成 22 年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難 所への協力要請、避難所受け入れマニュ アル作成などに努めます。 災害時における福祉 災害発生時における相談体制を迅速に 整え、個々の事情に応じた適切な支援を 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害 施設の耐震診断・改 応急対策を円滑に実施するため、防災拠点を整備 を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと に2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ		避難所として特化された機能が十分発	
所を指定しています (2010、平成 22 年度)。今後は民間福祉施設への福祉避難 所への協力要請、避難所受け入れマニュ アル作成などに努めます。 災害時における福祉 相談窓口の設置・巡 回相談等 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改 修整備の推進 広急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー シャルワーカー)配置 事業 「所を指定しています。地域の生活圏域(7圏域)ごとに2名ずつ配置されています。地域の生活圏域に2圏域の生活圏域に2圏域の生活圏域の集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ		揮できる体制づくりを行います。 福祉避	
度)。今後は民間福祉施設への福祉避難 所への協力要請、避難所受け入れマニュ アル作成などに努めます。 災害時における福祉 根談窓口の設置・巡 空相談等 図ります。→二次避難所への誘導など。 図ります。→二次避難所への誘導など。 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 た規模な地震災害が発生した場合、災害 施設の耐震診断・改 修整備の推進		難所は公共施設 20 カ所、民間施設 37 カ	
所への協力要請、避難所受け入れマニュアル作成などに努めます。 災害時における福祉 災害発生時における相談体制を迅速に 整文、個々の事情に応じた適切な支援を 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害		所を指定しています(2010、平成 22 年	
び書時における福祉 災害発生時における相談体制を迅速に 相談窓口の設置・巡 整え、個々の事情に応じた適切な支援を 図ります。→二次避難所への誘導など。 関・中市危機管理室 を決した場合、災害 大規模な地震災害が発生した場合、災害 き中市危機管理室 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごとに2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ サードを関する ・		度)。今後は民間福祉施設への福祉避難	
災害時における福祉 投害発生時における相談体制を迅速に 整え、個々の事情に応じた適切な支援を 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害 施設の耐震診断・改 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7 圏域)ごと シャルワーカー)配置 事業 「会社の収集、把握や地域団体、関係機関等 との連携による CSW を中心としたライ		所への協力要請、避難所受け入れマニュ	
相談窓口の設置・巡 整え、個々の事情に応じた適切な支援を 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害 豊中市危機管理室 徳整備の推進 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと 豊中市社会福祉協議会 セヤルワーカー)配置		アル作成などに努めます。	
回相談等 図ります。→二次避難所への誘導など。 防災拠点となる公共 大規模な地震災害が発生した場合、災害 施設の耐震診断・改 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 CSW(コミュニティソー シャルワーカー)配置 事業 「会議を必要としている人の情 報の収集、把握や地域団体、関係機関等 との連携による CSW を中心としたライ 豊中市社会福祉協議会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	災害時における福祉	災害発生時における相談体制を迅速に	豊中市危機管理室
防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 ○SW(コミュニティソー シャルワーカー)配置 事業 「大規模な地震災害が発生した場合、災害 豊中市施設活用推進室 関連部局 豊中市施設活用推進室 関連部局 □ を積極的に推進する必要があります。そ ○のため、消防署等防災拠点施設を優先し ○ででは、消防署等防災拠点施設を優先し ○ででは、消防署等防災拠点施設を優先し ○ででは、消防署等防災拠点施設を優先し ○では、消防署等防災拠点施設を優先し ○では、消防署等防災拠点施設を優先し ○では、消防署等防災拠点施設を優先し ○では、消防署等防災拠点施設を優先し ○では、消防署等防災地点施設を優先し ○では、消防署等防災地点施設を優先し ○では、消防署等防災地点施設を優先し ○では、消防署等防災地点施設を優先し ○では、消防署等防災地点施設を優先し ○では、消防署等防災地点施設を優先し ○では、消防署を関係を関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	1==# = == ····		
施設の耐震診断・改 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごとに2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	相談窓口の設置・巡	整え、個々の事情に応じた適切な支援を	
 修整備の推進 点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごとに2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携によるCSWを中心としたライ 			
れている必要があり、その耐震改修整備を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごとシャルワーカー)配置に2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	回相談等	図ります。→二次避難所への誘導など。	豊中市危機管理室
を積極的に推進する必要があります。そのため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごとシャルワーカー)配置に2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携によるCSWを中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害	
のため、消防署等防災拠点施設を優先して耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと 豊中市社会福祉協議会 に2名ずつ配置されています。地域の生 活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠	豊中市施設活用推進室
て耐震診断を実施します。→障害者や負傷者の利用に配慮した点検も合わせて行います。 CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと 豊中市社会福祉協議会シャルワーカー)配置に2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携によるCSWを中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ	豊中市施設活用推進室
(場者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。)	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備	豊中市施設活用推進室
(アンシャルワーカー)配置	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ	豊中市施設活用推進室
CSW(コミュニティソー 介護保険制度の生活圏域 (7圏域) ごと 豊中市社会福祉協議会 シャルワーカー)配置 に2名ずつ配置されています。地域の生 活課題や支援を必要としている人の情 報の収集、把握や地域団体、関係機関等 との連携による CSW を中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し	豊中市施設活用推進室
シャルワーカー)配置 に2名ずつ配置されています。地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負	豊中市施設活用推進室
事業 活課題や支援を必要としている人の情報の収集、把握や地域団体、関係機関等との連携による CSW を中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて	豊中市施設活用推進室
報の収集、把握や地域団体、関係機関等 との連携による CSW を中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改 修整備の推進	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。	豊中市施設活用推進室 関連部局
との連携による CSW を中心としたライ	回相談等 防災拠点となる公共 施設の耐震診断・改 修整備の推進	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと	豊中市施設活用推進室 関連部局
	回相談等 防災拠点となる公共施設の耐震診断・改修整備の推進 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)配置	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと に2名ずつ配置されています。地域の生	豊中市施設活用推進室 関連部局
フセーフティーネットを推進します。	回相談等 防災拠点となる公共施設の耐震診断・改修整備の推進 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)配置	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと に2名ずつ配置されています。地域の生 活課題や支援を必要としている人の情	豊中市施設活用推進室 関連部局
	回相談等 防災拠点となる公共施設の耐震診断・改修整備の推進 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)配置	図ります。→二次避難所への誘導など。 大規模な地震災害が発生した場合、災害 応急対策を円滑に実施するため、防災拠 点となる公共施設等の耐震性が確保さ れている必要があり、その耐震改修整備 を積極的に推進する必要があります。そ のため、消防署等防災拠点施設を優先し て耐震診断を実施します。→障害者や負 傷者の利用に配慮した点検も合わせて 行います。 介護保険制度の生活圏域(7圏域)ごと に2名ずつ配置されています。地域の生 活課題や支援を必要としている人の情 報の収集、把握や地域団体、関係機関等	豊中市施設活用推進室 関連部局

豊中市社会福祉協議会…TEL. 06-6848-1279 豊中市消防本部警防課…TEL. 06-6846-8422 豊中市危機管理室…TEL. 06-6858-2683 豊中市高齢者支援課…TEL. 06-6858-2235 豊中市障害福祉課…TEL. 06-6858-2747 豊中市地域福祉室…TEL. 06-6858-2220 豊中市施設活用推進室…TEL. 06-6858-2745



* すてっぷ・情報ライスラリー 女性と防災に関する所蔵資料 *

豊中市関連

書名	著者名	分類	出版年	出版者
豊中市地域防災計画	典力士吐纵入謎 /妇	4二 エト	2009	# + +
<平成 21 年度(2009 年度)修正>	豊中市防災会議/編 	行政	(平成 21)	豊中市
	典士士兵继续现点 //5	/- TL	2011	# * *
わが家の防災マップ 保存版 	豊中市危機管理室/編 	行政	(平成 23)	豊中市
**	# 1		2011	
豊中市洪水ハザードマップ 	豊中市危機管理室/編 	行政	(平成 23)	豊中市
# I > =	豊中市危機管理室/編	行政	2007	豊中市
豊中市自主防災パンフレット 			(平成 19)	
すてっぷジャーナル Vol.15	(財) とよなか男女共同参	47 Th	2008	(財)とよなか男女共
: 震災と女性	画推進財団/編	行政	(平成 20)	同参画推進財団

		1	I	T
書名	著者名	分類	出版年	出版者
女たちが語る阪神大震災	ウィメンズネット・こうべ/編	367.2	1996 (平成8)	木馬書館
被災地における性暴力:防止と対応のためのマニュアル	女性と子ども支援センター ウィメンス・・ネットこうべ/編	368	2009 (平成 21)	ウィメンス゛ネット・こうべ
災害と女性:防災・復興に女性の参画を	ウィメンス・ネット・こうべ/編	369	2005(平成17)	ウィメンス゛ネット・こうべ
Know How 災害復興に役立つ情報活動	人と情報を結ぶ WE プロデュース/編	369	2005 (平成 17)	人と情報を結ぶ WE プロデュース
中越地震アンケート: 216人の声をつなげて 生かして~	ヒューマン・エイト゛22/編	369	2006 (平成 18)	ヒューマン・エイド 22
地 震 は 貧 困 に 襲 い か か る 「阪神・淡路大震災」死者6437人の叫び	いのうえせつこ/著	369	2008 (平成 20)	花伝社
私たちの3. 11 :豊中に避難してきた人たちの東日本大震災	豊中市社会福祉協議会/編	369	2011 (平成 23)	豊中市社会福祉協 議会
女性のための防災 BOOK: "もしも"のときにあなたを守ってくれる知恵とモノ		369	2011 (平成 23)	マガジンハウス
3・11 後の心を立て直す	香山リカ/著	369	2011 (平成 23)	ベストセラーズ
いざというとき家族を守る!ママのための防災ハン ドブック	国崎信江/監修	369	2011 (平成 23)	学研
震災トラウマと復興ストレス	 宮地尚子/著	493	2011 (平成 23)	岩波書店
大分県女性の視点からの防災対策のススメ		行政	2007 (平成 19)	大分県生活環境部 県民生活・男女共 同参画課
'95宝塚女性フォーラム報告書 女性と震災	女たちの阪神大震災を考 える会/編	行政	1996 (平成 8)	宝塚市立女性センター・エル
阪神・淡路大震災体験手記:青いビニールシート	クリエイティブスペース企 画運営委員/編	行政	1995 (平成 7)	宝塚市立女性センター・エル

* 女性と防災に関する書籍紹介 *

火の鳥の女性たち ―市民がつむぐ新しい公への挑戦

兵庫ジャーナル社 2004(平成 16)年 中村順子、清原桂子、森綾子

被災地・神戸で復興への熱い思いを共有して活動を続けてきた女性3人の共著。震災がきっかけで成立した NPO 法により、行政と市民の「協働」という新しい地域づくりが始まりました。女性パワーを中心とした生活者の視点に基づく参画が、復旧・復興に大きく寄与しました。本格的なボランティア活動の発祥地としての経験と教訓が行政依存の市民意識を変える転機となり、コミュニティ・ビジネスへと発展していく軌跡をたどります。市民公益活動とは何かを学ぶ一冊でもあります。



地震は貧困に襲いかかる「阪神・淡路大震災」死者 6437 人の叫び

花伝社 共栄書房 2008(平成 20)年 いのうえせつこ

震災被害と住宅格差は切り離せない社会問題です。阪神・淡路大震災での犠牲者の多くは、女性高齢者、外国人、障害者など、老朽木造住宅に住まざるをえない低所得者でした。ワーキングプアや無職である被災者にとって補助金だけでは建て替えや引っ越しもままならず、高齢者や障害者にとって横のつながりがなければ防災対策さえもできません。こうした震災弱者が自分らしく安心して生きるためには、貧困をなくす政治と住宅政策が必要であると著者は語ります。



『震災トラウマと復興ストレス』(岩波ブックレットNo.815)

岩波書店 2011(平成 23)年 宮地尚子

今回の震災は、多くの人の心を深く傷つけました。トラウマと呼ばれるすさまじい恐怖や絶望的な無力感は、回復するまで様々なトラブルや思わぬストレスの原因となり続けます。震災後を生きる私たちの立ち位置は、〈環状島〉という見取り図で4つ(犠牲者・被災者・支援者・傍観者)に区分けできる、と著者は語ります。自分や相手の立ち位置とその変化の背景を知ることは、混乱を減らし誤解を防ぐ助けとなります。そして、回復への道を歩む人を後押ししてくれます。

『震災婚』震災で生き方を変えた女たち ライフスタイル・消費・働き方

ディスカヴァー携書 2011(平成 23)年 白川桃子

3.11 の東日本大震災以降、先延ばしにしてきた結婚に踏み切ったカップルや婚活を始めた女性が増えたといいます。その一方で、パートナーとの関係を見つめ直し、離婚・別離に至るケースも多いようです。本書は『「婚活」時代』の著者が首都圏に住む女性へのインタビューを通し、震災をきっかけに起こった結婚、恋愛、婚活、消費、ライフスタイルの変化を検証することにより、女性たちに結婚をはじめとする様々な価値観の変化が起こりつつあることを明らかにしたものです。

いま考えたい災害からの暮らし再生(岩波ブックレット No.776)

岩波書店 2010(平成 22)年 山中茂樹

災害が起きてしまった今、著者が以前から提唱していた「七つの配慮」等が加味された復興法制度が立法 化されていればと心を痛めてもしかたのないことでしょうか。震災特需で潤ったのは被災者ではなく被災地 外の業者だったこと、善意の物資が被災地の飲食店に打撃を与えたことなどは、今回もまた繰り返されて いました。東日本大震災が起きる前に発行されたこの本には、日本には災害からの復興を体系的に扱う法 システムがないと記述されています。

3・11後の心を立て直す

ベストセラーズ 2011(平成 23)年 香山リカ

大震災後3カ月間の社会心理を精神科医である著者が分析。私たちは未曽有の危機の中、なぜ「これか、あれか」と二者択一を求めるのでしょうか。自分や周囲がひっ迫した状況になればなるほど、人は極端な二分化思考に走ろうとします。この「現実に存在するグレーゾーン」を認めない思考が、震災からの心の立ち直りを一層困難にしていています。本書は、震災であらわになった「復旧」か「復興」、「危険」か「安全」の択一を求める実例を示しながら問題を提起しています。

※全てすてっぷ・情報ライブラリー所蔵

* もしもにそなえて、相談できるところ・役立つ情報 *

女性の相談

- ●とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ・相談室 TEL.06-6844-9739
- ●ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)女性の悩み電話相談 TEL.06-6937-7800
- ●NPO 法人高齢社会をよくする女性の会・大阪 TEL.06-6762-0550
- ●NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西 TEL.06-6634-7336
- ●NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク(子どもの相談含む) TEL.06-6995-1355
- ●性暴力救援センター・大阪(SACHICO)、ウィメンズセンター大阪 TEL.06-6632-7011

障害のある方の相談

- ●社団法人豊中市社会福祉協議会 TEL .06-6848-1279
- ●豊中市立障害福祉センターひまわり TEL, 06-6866-1011

外国人の方の相談

- ●とよなか国際交流センター TEL.06-6843-4343
- ●NPO 法人国際交流の会とよなか(TIFA) TEL. 06-6840-1014
- ●大阪府外国人情報コーナー(OIS) TEL .06-6941-2297

情報収集

- ●豊中市危機管理室 TEL.06-6858-2683
- ●(豊中市)地域防災計画

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/bousai_kikikanri/chiikibousaikeikaku/index.html

●(豊中市)わが家の防災マップ【防災マニュアル保存版】

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/bousai_kikikanri/saigainisonaete/

●(豊中市)自主防災の手引き

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/bousai_kikikanri/jishubousai/index.html

- ●おおさか防災ネット http://www-cds.osaka-bousai.net/pref/
- ●大阪市立阿倍野防災センター

http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/bousai/bsw/a/a/bswaa010.aspx

- ●東大阪市消防局防災学習センター http://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/11-4-0-0-0.html
- ●阪神・淡路大震災記念 人と未来防災センター 防災未来館 http://www.dri.ne.jp/
- ●神戸大学付属図書館震災文庫 http://www.lib.kobe-u.ac.jp/eqb/
- ●神戸新聞 Web News -阪神・淡路大震災- http://www.kobe-np.co.jp/sinsai/index.shtml
- ●「災害と女性」情報ネットワーク http://homepage2.nifty.com/bousai/
- ●災害と女性センター http://j-kaikan.jp/help/
- ●(内閣府)防災計画 http://www.bousai.go.jp/keikaku/disaster_management_plan.html
- ●(内閣府)防災白書 http://www.bousai.go.jp/hakusho/hakusho.html
- ●(内閣府)第3次男女共同参画基本計画(第 14 分野) http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/3-17.pdf
- ●(内閣府)男女共同参画の視点からの災害対応 http://www.gender.go.jp/saigai.html
- ●財団法人自治体国際化協会 http://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html
- ●東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/



■「とよなか女性プロジェクト」参加団体連絡先

豊中市役所···大阪府豊中市中桜塚 3-1-1 TEL. 06-6858-2525(代表)

豊中市人権文化部 人権政策室···TEL. 06-6858-2654

豊中市危機管理室・・・TEL. 06-6858-2683

豊中市健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課···TEL. 06-6858-2747

豊中市こども未来部 保育幼稚園室・・・TEL. 06-6858-2250

豊中市市民協働部 雇用労働課・・・大阪府豊中市北桜塚 2-2-1(生活情報センターくらしかん内)

TEL. 06-6858-6863

豊中市消防本部・・・大阪府豊中市岡上の町 1-8-24 TEL. 06-6853-2345

豊中市立大池小学校···大阪府豊中市本町 1-7-12 TEL. 06-6848-0123

豊中市立中央公民館···大阪府豊中市曽根東町 3-7-3 TEL. 06-6866-0555

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会・・・大阪府豊中市岡上の町 2-1-15 TEL. 06-6848-1279

財団法人とよなか国際交流協会・・・大阪府豊中市玉井町 1-1-1-601 TEL. 06-6843-4343

生活協同組合コープ自然派 ピュア大阪・・・大阪府茨木市島 1-12-37 TEL. 072-635-0777

男女共同参画社会をつくる豊中連絡会・・・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ内

豐中市PTA連合協議会母親委員会・・・豊中市教育委員会地域教育振興室内 TEL. 06-6858-2582

豊中市婦人団体連絡協議会・・・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ内

豊中女性防火クラブ連絡協議会・・・豊中市消防本部予防課内

財団法人とよなか男女共同参画推進財団・・・大阪府豊中市玉井町 1-1-1-501 TEL. 06-6844-9773

■支援団体連絡先

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会・大阪…大阪府大阪市天王寺区小橋町 9-13-501

TEL. 06-6762-0550

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西…大阪府大阪市浪速区日本橋西 1-4-11

TEL. 06-6634-7336

NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク

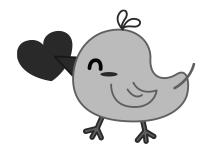
…大阪府守口市京阪本通 2-10-6-1301 TEL. 06-6995-1355

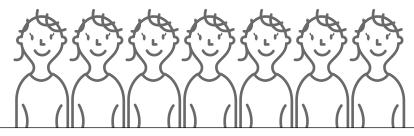
性暴力救援センター・大阪(SACHICO)、ウィメンズセンター大阪

…大阪府大阪市阿倍野区旭町 2-1-1-123 TEL. 06-6632-7011

福島県男女共生センター…福島県二本松市郭内 1-196-1 TEL. 0243-23-8301 もりおか女性センター…岩手県盛岡市中ノ橋通 1-1-10 TEL. 019-604-3303 NPO 法人全国女性会館協議会…東京都港区芝公園 2-6-8 TEL. 03-6426-1700

※このパンフレットに掲載されている情報は、2012(平成24)年3月現在のものです。





とよなか女性防災ノート

2012(平成24)年3月15日 発行

構成:「とよなか女性防災プロジェクト」検討委員会 事務局:財団法人とよなか男女共同参画推進財団 〒560-0026 大阪府豊中市玉井町 1-1-1-501 TEL.06(6844)9773 FAX.06(6844)9706

> Email:step-9773@toyonaka-step.jp http://www.toyonaka-step.jp/